

平成 27 年用

保育施設利用申込みのご案内

第2版 有効期間:平成26年12月4日～平成27年11月30日

- ◎新たに保育施設を利用したい保護者の方へ
- ◎利用している保育施設を変更したい保護者の方へ

本書には、墨田区の保育施設を利用するために必要な手続き等が書かれています。
利用申込みをする前に必ずお読みください。

保育施設とは..

認可保育園、家庭的保育者（保育ママ）、小規模保育所（ぶどうの木、八広ぶどうの木、チェリッシュ曳舟、あい・あい保育園小村井園）です。

※ 新制度に移行する認定こども園（保育部分）が確定次第、区ホームページ等でお知らせします。

利用できる方は..

保護者が以下の状況で、ご家庭でお子様を保育することができない場合に、利用申込みができます。

- (1) 仕事をしている場合（月48時間以上の就労）
- (2) 妊娠をしているか、出産をする場合
- (3) 病気、負傷又は心身に障害がある場合
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護、看護をしている場合
- (5) 災害の復旧活動をしている場合
- (6) 求職活動をしている場合
- (7) 大学、専門学校、職業訓練校などに通学している場合
- (8) 児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合
- (9) その他、保護者が明らかに保育をできないと認められる場合

※ 墨田区で利用申込みができるのは、墨田区に住民登録をしている方（東日本大震災に係る災害救助法適用地域から墨田区への避難者等を含む）のみです。区外に転居されたときは申込みが無効になりますので、必要な方は新住所地で改めて申込みをしてください。

※ 各保育施設の募集定員を超えた申込みがあった場合、すぐには入所できないことがあります。

墨田区福祉事務所 子ども課 保育園入園係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20(区役所4階)

電話 5608-6152(直通) FAX 5608-6404

墨田区ホームページ：<http://www.city.sumida.lg.jp/>

保育園・保育ママ・小規模保育所・認証保育所の空き情報や、入園・在園の手続き、子育て支援制度・施設のご案内、書類ダウンロードサービスを紹介しています。

トップページ⇒ 暮らしのガイド⇒ 子育て⇒ 知りたい情報をクリック！



目次

P 1	申込みできる施設、クラス年齢	P 11～12	よくあるご質問
P 2	新制度における「認定」について	P 13～15	利用調整基準（選考基準）
P 3	入所までの流れ	P 15～16	保育施設を利用できる期間
P 4～6	申込みについて	P 16～17	保育料（利用者負担）について
P 7～9	認可保育園一覧、地図	P 18	延長保育について、区外の園を希望する場合
P 9～10	家庭的保育者（保育ママ）	P 18	子育てに関する問合せ先
P 11	小規模保育所	P 19	その他の保育サービス

1. このご案内で申込みできる保育施設

認可保育園 P7～9

国が定めた設置基準（施設の内容や人員の配置など）に基づき、都知事に認可された施設です。利用者負担（保育料）は、公立・私立・公設民営いずれも同額です。

家庭的保育者（保育ママ） P9～10

区が認定した保育ママが、保育ママの自宅で保育する制度です。
家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を実施します。
（定員5人以下）

4月入所から申込み手続きが認可保育園と統一されます。
1月～3月の入所申込みは子ども課保育担当へ。

小規模保育所 P11

墨田区独自の基準により認可される保育所です。（定員6～19人）

- ・チェリッシュ曳舟
- ・あい・あい保育園 小村井園
- ・ぶどうの木
- ・八広ぶどうの木

4月入所から申込み手続きが認可保育園と統一されます。
1月～3月の入所申込みは各施設へ。

4月入所から申込み手続きが認可保育園と統一されます。
1月～3月の入所申込みは子ども課保育担当へ。

	対象年齢（クラス年齢）						基本開所時間	延長保育
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
認可保育園	○	○	○	○	○	○	7:15～18:15	一部有り
保育ママ	○	○	○	×	×	×	8:30～17:00	一部有り
小規模保育所	○	○	○	×	×	×	7:15～18:15	一部有り

※ 0歳クラスの受入れ可能月齢は、各保育施設によって異なります。

※ 一部の認可保育園には0歳クラスがありません。

※ 横川さくら保育園、横川さくら保育園立花分園には3～5歳クラスがありません。

※ わらべみどり保育園向島分園には4～5歳クラスがありません。

■平成27年度クラス年齢■

4月1日時点の年齢で決定します。年の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生 年 月 日
0歳	平成26年（2014年）4月2日以降
1歳	平成25年（2013年）4月2日～平成26年（2014年）4月1日
2歳	平成24年（2012年）4月2日～平成25年（2013年）4月1日
3歳	平成23年（2011年）4月2日～平成24年（2012年）4月1日
4歳	平成22年（2010年）4月2日～平成23年（2011年）4月1日
5歳	平成21年（2009年）4月2日～平成22年（2010年）4月1日

2. 子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」について

新制度では、認可保育園、家庭的保育者（保育ママ）、小規模保育所、認定こども園、幼稚園を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定（以下、「認定」と表記）」を申請していただく必要があります。

認証保育所や定期利用保育など、認可外の施設の利用手続きは現在と変わりませんので、希望する施設に直接お申込みください。また、私立幼稚園の中には新制度に移行しない園もあるため、各園にご確認ください。

（1）保育が必要な事由

- | | |
|--|------------------------|
| ◇就労（月48時間以上の就労） | ◇妊娠、出産 |
| ◇病気、負傷又は障害 | ◇同居又は長期入院等している親族の介護、看護 |
| ◇災害復旧活動 | ◇求職活動 |
| | ◇就学 |
| ◇児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である | |
| ◇育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 | |
| ◇その他、上記に類する状態として区長が認める場合 | |

※上記については、今後、区議会での議決を経た後、正式に決定します。

（2）認定の種類

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園、 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定		保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園、 認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園、保育ママ、 小規模保育所、 認定こども園(保育部分)

※認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、施設への入所をお約束するものではありません。

（3）利用区分

2号認定、3号認定を受ける場合、保育の必要量に応じて「保育標準時間」「保育短時間」の利用区分に分けられます。

例) 就労の場合 月120時間以上の就労 ⇒ 保育標準時間
月48時間以上120時間未満の就労 ⇒ 保育短時間
(保護者のうち時間が短い方で認定します。)

（4）申請方法

- ・保育を希望される場合 ⇒ 保育施設の入所申込みの際、同時に「認定申請」をしていただきます。
- ・教育を希望される場合 ⇒ 希望する施設への入園が内定した方に「認定申請書」が配付され、施設を経由して認定申請をしていただきます。

（5）支給認定証の発行

- ・認定された方には「支給認定証」を発行します。
- ・保育施設の4月入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、認定証は2月中旬以降にまとめて送付する予定です。
- ・5月入所以降の申込みについては、利用調整（選考）の結果と同時期に認定証を送付する予定です。
- ・幼稚園等に内定し、施設経由で申請された方には、施設経由で認定証をお送りします。

(6) 在園児の認定について

すでに保育施設に入所しているお子様の認定は、来年度の保育の希望の有無を確認する「継続確認」の手続きの際に、併せて「認定申請」をしていただく予定です。「継続確認書」の配付は27年1月頃、認定証の発行は3月下旬頃を予定しています。

3. 申込みから入所までの流れ

入所の申込み

入所を希望する月の締切日までに、申込書類を提出してください。
保育施設入所申込みと同時に、保育の必要性の認定申請をしていただきます。(支給認定申請書を提出していただきます)

書類審査・調査

提出された書類により、審査を行います。
必要に応じて職場やご自宅にお電話する場合があります。

保育の必要性の認定

保育必要性の有無、認定区分、保育必要量等を判定し、認定します。

利用調整（選考）会議（毎月20日ごろ）
P13～15の利用調整基準に従い、指数の高い世帯から利用調整を行います。

内定しなかった場合

入所できなかった場合

利用調整（選考）の結果、入所できなかった方へは、入所希望月（希望する最初の月）のみ不承諾通知書を送付します。
(4月入所(一次)の結果は、内定の有無にかかわらず通知します。)

入所内定

内定者には電話で連絡します。
(4月入所(一次)のみ文書で通知します)

面接・健康診断

- ・面接日時は保育施設から直接連絡があります。
- ・内定した入所日（毎月1日）までに面接ができないときや、面接で集団生活可能と認められないときは、内定が取り消されます。
- ・内定後、速やかに「保育料の決定に必要な書類」と「口座振替依頼書」をご提出ください。(詳しくは16ページ参照)

- ・申込書は11月30日（12月入所分）まで有効です。
- ・入所希望月の翌月以降に希望保育施設に募集ができた場合も、利用調整（選考）会議にかけられます。
- ・結果は、内定者のみ電話で連絡します。

希望施設の変更

募集数は、毎月上旬～申込締切日まで区のホームページで公開されます。

希望施設を変更したい場合は、各月の締切日までに、子ども課保育園入園係までご連絡ください。

入所決定

4. 入所（転所）の申込みについて

■申込場所■

- ・子ども課保育園入園係（区役所 4 階）：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
（水曜日は午後 7 時まで）
- ・区内の私立認可保育園：開園時間中
- ※ 郵送や FAX での申込みはできません。
- ※ 認可保育園では申込み書類を預かるだけで内容確認は行いませんので、できるだけ区役所にお越しください。
- ※ 区外の保育園を希望される場合は、18 ページ「18. 区外の認可保育園を希望する場合」をご覧ください。
- ※ 区外にお住まいの方は、お住まいの区市町村で申込みをしてください。

■申込締切■

入所は毎月 1 日からとなります。月の途中からの入所・転所はできません。

入所月	締切日	入所月	締切日	入所月	締切日
1 月	12 月 15 日（月）	5 月	4 月 15 日（水）	9 月	8 月 14 日（金）
2 月	12 月 22 日（月）	6 月	5 月 15 日（金）	10 月	9 月 15 日（火）
3 月	12 月 22 日（月）	7 月	6 月 15 日（月）	11 月	10 月 15 日（木）
4 月	12 月 22 日（月）（一次） 3 月 6 日（金）（二次）	8 月	7 月 15 日（水）	12 月	11 月 13 日（金）

27 年 4 月入所（一次）の申込みは、26 年 12 月 4 日～22 日の間、一斉受付を行います。受付場所等が異なりますので、詳細は別紙にてご確認ください。

■注意事項■

- ・ 育児休業中の方のお申込みは、お子様が入所した月の翌月 1 日までに職場復帰する事が条件です。復帰後、復職証明書を提出してください。入所月の翌月 1 日までに復職していない場合は、退所となります。
- ・ 4 月の転所を希望された場合、内定を辞退しても転所前の保育施設に戻ることはできません。内定した時点で、転所前の保育施設には、別の希望者が内定します。十分ご検討のうえ、お申込みください。
- ・ 転所の申込みは、入所申込みと同じ手続きが必要となります。なお、申込みができるのは、施設に通い始めてからとなります。
- ・ 申込みを保留・取り下げるときは、すみやかにご連絡ください。
- ・ 出生前に申込むことはできません。お子様が生まれになってから、お申込みください。
- ・ 平成 26 年 12 月 22 日以降に生まれたお子様は、4 月入所（一次）の申込み締切日が異なります。

お子様の生年月日	希望園の 0 歳児受入れ可能月齢	締切日
平成 26 年 12 月 22 日から 平成 27 年 2 月 4 日まで	生後 57 日以上受入れ可能園を希望する場合 （保育ママを含む）	平成 27 年 2 月 5 日（木）
	生後 43 日以上受入れ可能園のみ希望する場合 （保育ママを含む）	平成 27 年 2 月 19 日（木）
平成 27 年 2 月 5 日から 平成 27 年 2 月 18 日まで	生後 43 日以上受入れ可能園を希望する場合 （保育ママを含む）	平成 27 年 2 月 19 日（木）
平成 26 年 12 月 22 日から 平成 27 年 1 月 1 日まで	菊川保育園、チェリッシュ曳舟、あい・あい 保育園小村井園を希望する場合	平成 27 年 1 月 5 日（月）

※ 平成 27 年 2 月 19 日以降に生まれるお子様は、27 年 4 月入園の申込みはできません。

■申込みの時に必要な書類■

◎は、墨田区指定の用紙です。区のホームページからダウンロードできます。

(1) 必ず必要な書類

- ① ◎支給認定申請書
- ② ◎保育施設（入所・転所）申込書
- ③ ◎お子様の状況
- ④ ◎重要事項確認書兼同意書（すべての項目のチェック欄にチェックし、署名してください。）
- ⑤ 保育の必要性が確認できる書類 父母それぞれの証明書類が必要です。

保護者の状況 必要書類		就労		出産・妊娠	疾病・負傷	障害	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学・職業訓練	不存在	虐待・DV
		外勤	自営・内職	出産休業中	育児休業中							
◎在職証明書		○		○								
◎就労状況申告書			○									
母子健康手帳のコピー （出産予定日が分かる部分）					○							
◎病状内容確認書 または 診断書(原本) 医師が記載し、かつ「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの						○						
障害者手帳等のコピー （等級が分かる部分）		☆	☆	☆			○					
◎介護状況申告書		☆	☆	☆			○					
介護・看護を受ける方の状況確認書類 例) 要介護認定証、障害者手帳のコピー、診断書、		☆	☆	☆			○					
◎就労内定証明書									☆			
◎在学証明書										○		
離婚、未婚、死亡、拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書など										○	
離婚調停中	調停期日通知書など										○	
事由に該当することを証明する書類 （公的機関から発行された書類）								○				○

※ ○は、必ず必要な書類です。

※ ☆は、該当する方だけ必要な書類です。（求職活動中で採用が内定している、就労保護者が1～3級の障害を有している、介護を行うため就労時間が週40時間未満に制限されている場合など）

(2) 状況に応じて必要な書類

状況		必要書類
認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けている		認可外保育室等との契約書（左記の内容が記載されているもの） または ◎保育施設受託証明書
生活保護を受給している		生活保護受給証
ひとり親家庭等	親族その他の者（19歳～64歳の者）と同居している、または近隣に住んでいるが、それらの者が保育できない場合	該当者（同居または近隣に住む親族等）の在職証明書、就労状況申告書、診断書など
直近3か月以内に、主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により離職し、現在、求職活動を行っている（自己都合による退職は除く）		雇用保険の離職票や、廃業届など（解雇、倒産が確認できる書類）
申込児童に障害がある場合 申込児童が持病をお持ちの場合		「集団保育が可能であること」と「保育園での医療行為が必要ないこと」が明記された医師の診断書 ☆児童が障害者手帳をお持ちの場合は手帳のコピー（特例として、手帳は未交付だが同程度の障害を有する旨を医師から診断されている場合はそれを証明する書類）
同居親族が、身体障害者手帳、愛の手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳を交付されている、または要介護の認定を受けている（申込児童と保護者を除く）		同居親族の障害者手帳等のコピーまたは要介護認定証のコピー
親族その他の者（19歳～64歳の者）と同居しているが当該親族等が申込児童を保育できない場合		同居親族等の在職証明書、就労状況申告書、診断書など
平成26年1月1日現在、墨田区に住民登録がなかった		平成26年度の住民税決定通知書 または課税証明書（もしくは非課税証明書）
平成26年1月1日現在、墨田区に住民登録があったが、住民税の申告が未申告である		
平成26年度の住民税が非課税であった		平成26年度住民税の非課税証明書

(3) ◎「1月から3月までの認可保育園入園希望確認書」

4月一次の申込みをする場合は、1月～3月の入園を希望しない方も必ずご提出いただきます。

- ※ 添付書類を全てそろえてからお申込みください。
- ※ 締切日までに証明書類が到着しない場合は、求職中（内定なし）と同等の扱いとなりますのでご注意ください。
- ※ 在園児がいる場合等ですでに提出していても、直近の状況確認のために再度提出が必要です。
- ※ 証明書類は、提出時に3か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。
- ※ 必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- ※ 一度提出された書類は、原則としてお返しできません。

5. 申込後変更があった場合

追加資料が必要になる場合がありますので、子ども課保育園入園係（電話 5608-6152）までご連絡ください。

- 例）
- ・ 希望園の追加・変更（毎月の締切日までに、ご連絡ください。）
 - ・ 住所の変更（墨田区外に転居した場合は申込みが無効になります。）
 - ・ 就労状況、家庭状況の変更
 - ・ 就労の開始、終了
 - ・ 認可外の保育施設等に預けはじめたとき

6. 区内認可保育園一覧

平成26年11月1日現在

	保育園名及び地図番号		0歳保育 受入可能月齢	延長保育 ※参照	認可定員		所在地	電話
					3歳未満	3歳以上		
公立	1	江東橋保育園	生後57日以上	○	57	83	緑 4-35-9	3631-2411
	2	江東橋保育園分園	×	○	14	7	亀沢 3-12-5	3623-0152
	3	横川橋保育園	満6か月以上	○	38	72	太平 1-27-13	3622-3323
	4	中川保育園	満6か月以上		40	70	東墨田 2-1-15	3612-2968
	5	花園保育園	×	○	44	75	東向島 3-16-2	3614-5430
	6	福神橋保育園	×		14	55	文花 1-30-21-101	3611-7721
	7	文花保育園	×		26	74	文花 1-24-5	3611-6068
	8	たちばな保育園	生後57日以上	○	35	56	立花 3-21-16	3617-7950
	9	すみだ保育園	×		20	65	墨田 4-22-4-101	3619-5844
	10	八広保育園	満6か月以上		48	72	八広 3-7-5	3617-2323
	11	東駒形保育園	×	○	18	47	東駒形 1-6-8	3625-8672
	12	亀沢保育園	満6か月以上	○	38	57	亀沢 1-27-5	3624-7781
	13	東あずま保育園	満6か月以上	○	38	76	立花 1-27-6-101	3613-2868
	14	おむらい保育園	満6か月以上	○	38	72	文花 1-32-1-103	3613-5391
	15	太平保育園	×	○	20	60	太平 1-13-10	3626-0776
	16	鐘ヶ淵北保育園	生後57日以上		41	72	堤通 2-8-15-109	3619-8531
	17	梅若保育園	生後57日以上	○	38	72	墨田 2-38-13	3611-6571
	18	立川保育園	×	○	28	62	立川 1-5-2	3633-6960
	19	中川南保育園	満6か月以上		38	72	立花 6-8-2-106	3616-4141
	20	長浦保育園	生後57日以上	○	38	72	八広 5-10-1-105	3616-7227
	21	寺島保育園	×		30	60	東向島 1-23-10	3614-0311
	22	水神保育園	×		30	60	堤通 2-6-9-103	3616-1970
	23	しらひげ保育園	満6か月以上		40	60	堤通 2-5-5-101	3611-1580
公設民営	24	あおやぎ保育園	生後57日以上	■	51	69	東向島 4-37-17	3614-6789
	25	横川さくら保育園	生後57日以上	◎	45	0	横川 5-9-1	5608-4525
	26	横川さくら保育園立花分園	×	◎	30	0	立花 1-23-5-206	3612-5525
	27	ひきふね保育園	満6か月以上	◎	51	60	八広 1-1-18	3610-0263
	28	押上保育園	生後57日以上	■	41	60	押上 2-10-17	3623-6030
	29	きんし保育園	×	△	33	76	江東橋 4-30-2-301	3635-1001
私立	30	墨田みどり保育園	満6か月以上	○	40	60	亀沢 3-7-11	3624-4508
	31	ほがらか保育園	満6か月以上	◎	28	42	墨田 4-30-14	3611-7685
	32	光の園保育学校	×	◎	48	84	東駒形 4-6-2	3622-8867
		光の園保育学校（外手分園）	生後43日以上	◎	18	0	本所 2-1-16	3621-1461
	33	厚生館保育園	生後43日以上	○	43	57	立花 5-21-3	3613-1931
	34	共愛館保育園	生後43日以上	◎	56	72	押上 3-53-6	3617-4460
	35	菊川保育園	満3か月以上	◎	62	78	江東橋 5-3-3	3633-1888
	36	興望館保育園	生後43日以上	○	74	86	京島 1-11-6	3611-1880
	37	さゆり保育園	満4か月以上	○	35	45	東向島 6-7-8	3611-1912
	38	木ノ下保育園	満6か月以上	○	15	45	墨田 4-60-13	3612-5458
	39	杉の子学園保育所	満4か月以上	◎	47	63	東向島 2-18-8	3619-4153
	40	ナースリー保育園	生後43日以上	○	30	31	東向島 6-15-5	3613-3470
	41	育正保育園	生後43日以上	▲	40	50	東駒形 1-3-15	5819-4533
	42	こひつじ保育園	生後57日以上	■	37	63	緑 2-23-3	5600-1211
	43	わらべみどり保育園	生後57日以上	◎	42	58	緑 3-12-2	5638-1551
	44	わらべみどり保育園向島分園	生後57日以上	◎	24	18	向島 4-2-14	3625-1131
	45	本所たから保育園	×	◎	21	54	東駒形 4-4-7	5610-3737
	46	すみだ中和こころ保育園	生後57日以上	◎	27	33	菊川 1-18-5	6666-9449
	47	両国・なかよし保育園	生後57日以上	◎	49	60	両国 1-10-7	5638-5835
	48	小梅保育園	生後57日以上	◎	21	39	向島 3-42-1	3829-3663
	49	仮称) すみだ立川こころ保育園	生後57日以上	■	29	36	立川 2-12-16	未定
	50	仮称) グローバルキッズ押上園	生後57日以上	■	45	60	押上 2-19-20	未定
	51	仮称) まなびの森保育園錦糸町	生後57日以上	■	27	33	太平 2-4-4	未定

※ 延長保育 ○⇒午後7時15分まで ◎⇒午後8時15分まで △⇒午後9時15分まで ■⇒午後10時15分まで
▲⇒午前6時15分から・午後9時15分まで

・ きんし保育園は、平成27年12月ごろまで、仮園舎（亀沢 2-24-6 亀沢駐車場跡地）において保育を行っています。

- 江東橋保育園分園は1歳～3歳クラスまでの園です。土曜日は、本園で保育します。4歳クラスからは、江東橋保育園に通います。大きな行事は、本園と合同で行います。なお、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。ご了承ください。
- 光の園保育学校は、0歳クラスは分園にて保育を行い、1歳クラスになると本園へ通園します。
- 横川さくら保育園は0歳～2歳クラス、横川さくら保育園立花分園は1歳・2歳クラスのための保育園です。3歳クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込することになります。その際必ずしも希望園に転園できるとは限りません。また、横川さくら保育園立花分園では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。ご了承ください。
- わらべみどり保育園向島分園は0歳～3歳クラスのための保育園です。4歳クラスからも保育を希望する場合は、他の保育園に転園申込することになります。その際必ずしも希望園に転園できるとは限りません。

墨田区認可保育園配置図



7. 認可保育園

認可保育園の利用に際しては、保育の必要性の「2号認定」又は「3号認定」を受けている必要があります。
平成27年4月に私立保育園が3園開設予定です。

(仮称)すみだ立川こころ保育園、(仮称)グローバルキッズ押上園、(仮称)まなびの森保育園錦糸町
また、認証保育所「小梅保育園」が平成27年4月から認可保育園へ移行する予定です。

- 休 園 日■ 日曜日・祝日・年末年始
■開 園 時 間■ 午前7時15分～午後6時15分
■保 育 時 間■ 内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「保育標準時間」又は「保育短時間」を基に、
保護者の仕事時間等を考慮して決まります。入園後、お子様が保育園に慣れるまで、短い
保育時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

【保育標準時間】基本となる最大保育時間：午前7時15分～午後6時15分

対象となる認定事由：就労／妊娠・出産／病気・負傷・障害／介護・看護／
災害復旧／就学・職業訓練／虐待・DV

【保育短時間】基本となる最大保育時間：午前9時～午後5時

対象となる認定事由：就労／病気・負傷・障害／介護・看護／求職活動／
就学・職業訓練／育児休業中の継続利用

※ 公設民営園は、指定管理者制度を導入しています。指定期間は5年です。

保育園名	あおやぎ	横川さくら・分園	ひきふね	押上	きんし
指定管理者	(福) 厚生館	(福) 希望福祉会	(福) 愛理会	(福) 雲柱社	(福) 仁風会館
指定期間	H26.4.1～H31.3.31	H24.4.1～H29.3.31	H25.4.1～H30.3.31	H26.4.1～H31.3.31	H26.4.1～H31.3.31

公設民営園に関するお問い合わせ：子ども課保育担当 電話 03-5608-1253

8. 家庭的保育者（保育ママ）

家庭的保育（保育ママ）事業とは..

家庭的保育（保育ママ）事業は、保護者の方が就労等のために昼間お子様を保育できない時、区が認定した家庭的保育者の自宅でお預かりする制度です。家庭的な雰囲気の中で、少人数保育の特徴を生かして愛情豊かにお子様を保育します。

家庭的保育者とは

保育士、教員、助産師、保健師、看護師のいずれかの有資格者又は区の養成研修の受講者で、かつ保育の経験があり、子育てに理解と熱意を持つ方の中から区が認定しています。

家庭的保育者1人につき1～3名のお子様をお預かりします。

利用できる方

- ・家庭的保育者を利用される方は、保育の必要性の「3号認定」を受けている必要があります。
- ・保育短時間（就労時間：月48時間～120時間未満）の方が対象です。
- ・生後43日以上3歳未満（4月1日現在）の健康なお子様。家庭的保育者は、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。ご了承ください。

- 休 所 日■ 日曜日・祝日・年末年始（土曜日は保育ができない家庭的保育者がいます。）
■開 所 時 間■ 午前8時30分～午後5時
■保 育 時 間■ 午前8時30分～午後5時の間の8時間。8時間を超える場合は別途、延長料金が
かかります。突発的に8時間を超える場合は、スポット料金がかかります。

※着替え・おむつ等については、保護者の持ち込みが原則となります。

※給食については、連携する保育園で調理したもの、または自園で調理したものを提供します。

家庭的保育者の紹介

利用要件に該当する方に、区が家庭的保育者をご紹介します。

保育の契約

保護者の方は、お子様を連れて、家庭的保育者宅を訪問し、保育条件、保育内容等について十分話し合ってください。家庭的保育者との話し合いが整った時点で、保護者と家庭的保育者との間で「契約」を結び、保育が始まります。

保育ママ一覧

保育ママ氏名	住所	定員	土曜日保育
児島 陵子	立花 5 丁目 22	2	×
鈴木 まり子	八広 3 丁目 31	5	×
井沢 貴子	横網 2 丁目 6	2	×
伊藤 典子	押上 1 丁目 32	3	×
清水 泰子	東向島 4 丁目 39	2	×
海野 礼子	墨田 2 丁目 2	5	○
千葉 恵美子	向島 3 丁目 6	3	×
情野 明美	向島 2 丁目 15	2	×
日向 明子	緑 3 丁目 20	2	×
小池 まゆみ	錦糸 1 丁目 14	2	×
山田 雅子	押上 1 丁目 16	2	×
長谷山 嘉子	立花 1 丁目 31	2	○
山本 加代	東向島 2 丁目 16	3	×
石山 好子	押上 3 丁目 57	5	○
山木 輝美	文花 1 丁目 17	2	×
池上 晶世	東向島 3 丁目 20	2	×
岸本 貴子	東向島 4 丁目 5	5	○
石井 保子	緑 2 丁目 14	2	×
古保 満子	京島 1 丁目 31	3	×
向井 千秋	東向島 2 丁目 16	3	×
梅村 たまみ	緑 2 丁目 14	2	×
渡辺 ちか子	亀沢 3 丁目 14	4	○
花島 史葉	向島 3 丁目 4	2	×
宮路 真知子	東駒形 1 丁目 15	2	×
亀尾 夏海	江東橋 5 丁目 7	4	×
鈴木 恵美	押上 3 丁目 43	3	×
柳谷 千尋	業平 1 丁目 4	2	×

(お問い合わせ)

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

墨田区役所 4 階 子ども課保育担当

TEL 5608-1253 (直通)

9. 小規模保育所

小規模保育所とは..

墨田区の保育ニーズにこたえるため、子ども・子育て支援新制度の小規模保育の基準に、墨田区独自の基準を一部上乘せして墨田区が認可（予定）した保育所です。0歳児保育・11時間以上の開所を行っています。

小規模保育所の利用に際しては、保育の必要性の認定「3号認定」を受けている必要があります。

小規模保育所には、お預かりするお子様の人数や、定員等に対する職員配置の基準等から以下の3つの型があります。

「A型：常勤保育士を10割配置する。（認可保育園に準じた職員配置）」

「B型：常勤保育士を6割以上配置する。（認証保育所に準じた職員配置）」

「C型：家庭的保育者1人に対してお子様は3人以下とする。（家庭的保育事業に準じた職員配置）」

■休 所 日■ 日曜日・祝日・年末年始

■開 所 時 間■ 午前7時15分～午後6時15分

■保 育 時 間■ 内定後の面接で、保育の必要性の認定区分「保育標準時間」又は「保育短時間」を基に、保護者の仕事時間等を考慮して決まります。入所後、お子様が保育所に慣れるまで、短い保育時間からはじめて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

区内小規模保育所一覧

平成26年11月1日現在

保育園名	0歳保育 受入可能月歳	型 ※1参照	延長保育 ※2参照	認可定員		所在地	電話
				0歳	1、2歳		
チェリッシュ曳舟	満3か月以上	未定	○	6	13	京島1-36-1 1F	6657-3309
あい・あい保育園小村井園	満3か月以上	未定	◎	3	16	立花5-24-11 1F	5631-3140
ぶどうの木保育室	満8か月以上	未定		3	8	東駒形4-4-8	3626-4360
八広ぶどうの木保育室	満6か月以上	未定		3	12	八広6-37-5	6657-1157

※1 平成26年11月1日現在、型は未定です。

※2 延長保育 ○⇒午後7時15分まで ◎⇒午後8時15分まで

- ・小規模保育所では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。ご了承ください。
- ・すべての保育所で給食を実施しますが、ぶどうの木保育室は、光の園保育学校から給食を搬入し、実施します。
- ・ぶどうの木保育室の土曜日の保育は、光の園保育学校で行います。

※ 今後、家庭的保育者（保育ママ）と、小規模保育所には「連携保育園」が設けられる予定です。「連携保育園」について詳細が決まりましたら、区ホームページ等で改めてご案内いたします。

10. よくあるご質問

Q1. 公立・私立・公設民営保育園の違いはなんですか。保育料（利用者負担）はそれぞれ違いますか。

A1. 公立保育園は区が設置・運営しています。私立保育園は異なる社会福祉法人などが設置・運営しています。そのため、私立保育園では、保育方針や園の雰囲気などにそれぞれの特色があります。公設民営保育園は、公立保育園の運営を民間事業者に委託しています。保育料（利用者負担）は、園の種類による違いはありません。園独自の事業など、保育料以外にかかる費用については各園にお問い合わせください。

Q2. 希望園は、どのように決めたらよいでしょうか。

A2. 通える範囲内かどうか所在地をよくご確認ください。保育園の施設・環境は園によって異なりますので、事前に見学に行かれることをおすすめします。見学する場合はあらかじめ保育園に直接連絡をしてください。

Q3. 募集のあるところにしか申込みできませんか。希望順位は選考に影響しますか。

A3. 募集のある・なしに関わらず、行きたい園を行きたい順に記入してください。申込みの時点で募集がなくても、急な退園などにより選考中に空きが生じることもあります。なお、「第一希望だから有利、第○希望だから不利」、また、「第一希望のみだから有利」ということはありません。

Q4. 入園の選考方法は、先着順ですか。抽選ですか。

A4. 先着順や抽選ではなく、書類選考です。13 ページ・14 ページの利用調整基準（選考基準）に基づき、提出された書類をもとに点数（指数）を付けさせていただきます、区の利用調整会議（選考会議）において世帯の点数の高い順に内定します。点数が同点となった場合は、15 ページの優先順位により決定します。（今後、区議会定例会で報告後、区として正式に決定する予定です。）

Q5. 入園の申込みをしましたが、入園ができませんでした。翌月以降も毎月申込みが必要ですか。

A5. 申込書を受理してから、平成 27 年 11 月 30 日まではその申込書は有効なので、毎月の申込みは不要です。ただし、「希望園の変更」「就労状況の変更」「認可外保育室等ママに預け始めた」など、当初の申込み時と状況が変わった場合は、必ずご連絡のうえ、各月締切日までに必要書類の提出を行ってください。

Q6. 入園できず待機していますが、保育園に空きが出たら連絡は来ますか。不承諾通知は、毎月送られてきますか。

A6. 空きが出ただけでは連絡はいたしません。内定した場合に電話連絡をいたします。不承諾通知は申込みをした最初の月のみ送付します。それ以降は不承諾のお知らせはしません。空き情報は、墨田区ホームページでも確認することができます。ホームページのアドレスは本書の表紙をご覧ください。

Q7. 子どもに障害があります。入園できますか。

A7. 集団保育が可能で日々通園できることと保育園での医療行為が必要ないことが明記された医師の診断書が必要です。保育園の施設・環境はそれぞれ異なります。必ず申込みをされる前にお子様を連れて保育園に見学に行き、お子様の状況について園にご相談ください。なお、障害の有無にかかわらず、保育園では専門的、個別の訓練や医療行為（治療等）は行っておりません。また、保育園の受入態勢が整わず、入園をお受けできない場合があります。

Q8. 4 月の転所を申込み、内定通知をもらった時点で転所を辞退して、元の園に戻ることはできますか。

A8. 在園中の園には次に入園する方が決まっているため、元の保育園には戻れませんので、退園していただくことになります。転園の申込みを取り下げる場合は、各月の締切日までに必ずご連絡ください。

Q9. 1 日の就労時間数はどのように計算するのですか。

A9. 雇用契約の就労開始時間から終了時間まで（休憩時間 1 時間までは就労に算入）が基本です。育児のための時短の取得についても、勤務日数が減らなければ雇用契約の就労開始時間から終了時間まで（休憩時間 1 時間までは就労に算入）で計算します。

Q10. 求職中で申し込んでいます。入園後、働く予定ですが、何時間以上働かなければいけないのでしょうか。

A10. 月 48 時間以上の就労が必要です。

Q11. ならし保育はありますか。

A11. 入園後、お子様が保育園に慣れるまで、短い時間から始めて、段階的に通常の保育時間にしていきます。ご協力をお願いします。

Q12. 保育園は何時から何時まで預けることができますか。

A12. お子様をお預かりする時間は、内定した保育園で面接を行い、認定の利用区分「保育標準時間」又は「保育短時間」を基に、保護者の仕事時間等を考慮して決まります。「保育標準時間」の場合は、午前 7 時 15 分～午後 6 時 15 分までの間で最大 11 時間、「保育短時間」の場合は、午前 9 時～午後 5 時までの間で最大 8 時間です。これらの時間を超えて保育を必要とする場合は、それぞれ延長保育の対象となります。

11. 内定や入園の辞退

内定や入園の辞退をするときは、至急、子ども課保育園入園係（電話 5608-6152）までご連絡いただき、内定辞退届を提出してください。届出用紙は区のホームページからダウンロードできます。

連絡及び届け出が遅れますと、保育料が発生しますのでご注意ください。

12. 墨田区利用調整基準（選考基準）（案）

（1）基準指数

提出書類（本書 5 ページの「■申込みの時に必要な書類■」に記載のあるもの）を基に「保護者の状況」の「類型」を決め、その内容を以下の表にあてはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。
「保護者の状況」が複数の「類型」に該当する場合、その複数の「基準指数」を重複して加算することはできません。

番号	保護者の状況				基準指数
	類型		細目		
1	就労	居宅外労働	外勤	週 5 日以上 週 40 時間以上の就労を常態	20
2				週 5 日以上 週 37 時間以上の就労を常態	18
3				週 5 日以上 週 35 時間以上の就労を常態 または上記番号 1、2 で比較的勤務時間の自由なもの	16
4			又は 居宅外	週 4 日以上 週 30 時間以上の就労を常態	14
5				週 4 日以上 週 24 時間以上の就労を常態	12
6			自営	週 3 日以上 週 18 時間以上の就労を常態	10
7				週 3 日以上 週 12 時間以上の就労を常態	8
8		居宅内労働	居宅内 自営	週 5 日以上 週 40 時間以上の就労を常態	20
9				週 5 日以上 週 37 時間以上の就労を常態	18
10				週 5 日以上 週 35 時間以上の就労を常態 または上記番号 8、9 で比較的勤務時間の自由なもの	16
11				週 4 日以上 週 30 時間以上の就労を常態	14
12				週 4 日以上 週 24 時間以上の就労を常態	12
13				週 3 日以上 週 18 時間以上の就労を常態	10
14				週 3 日以上 週 12 時間以上の就労を常態	8
15			内職	週 3 日以上 日中週 12 時間以上を常態	6
16	妊娠		妊娠中（下記の「出産」に該当する期間を除く）の者		5
17	出産		出産予定月を中心に前後 2 か月の計 5 か月の期間にある者		12
18	疾病又は負傷	入院	1 か月以上の入院	20	
19		居宅内 療養	寝たきり、精神的・感染性疾病	20	
20			常時安静を要する場合、または週 3 日以上以上の通院・通所	14	
21			上記以外の一般療養中	8	
22	障害	身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳保持、精神障害者保健福祉手帳保持			20
23		身体障害者手帳 3 級			16
24		身体障害者手帳 4 級～6 級			12
25	介護又は看護	寝たきりの者・心身障害者等の常時介護・看護・付添い			20
26		寝たきりの者・心身障害者等の随時介護・看護・付添い または、週 3 日以上以上の通院・通所・入院の付添い（指数は番号 1～7 を準用）			8～20
27		上記以外で介護・看護を必要とする場合			8
28	災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		20
29	求職活動	内定	週 5 日以上 週 40 時間以上の就労を常態	12	
30			週 5 日以上 週 35 時間以上の就労を常態	10	
31			上記以外の内定	6	
32		未定	就労先未定	4	
33	就学・職業訓練	学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校、または職業訓練校に通学 （指数は番号 1～7 を準用）			8～20
34		上記に内定している場合（指数は番号 29～31 を準用）			6～12
35	虐待・DV		児童虐待防止法第 2 条又は配偶者暴力防止法第 1 条の対象者と認められている場合		20
36	不存在		死亡・離別・行方不明・拘禁等によるもの		20
37	その他		前各号に掲げるもののほか、保育施設の利用が必要であると認められる場合		4～20

※利用調整基準(選考基準)（案）は、平成 26 年 10 月 17 日に開催した墨田区子ども・子育て会議において承認されたものです（以下、調整指数、優先順位も同じ）。今後、区議会定例会で報告後、区として正式に決定する予定です。

◎ 基準指数についての注意事項

※休憩時間 1 時間までは就労時間に算入します。

(2) 調整指数・・・基準指数に加算・減算します。

条件番号	条 件	調整指数
1	保護者が生活保護等を受けており、かつ、就労または就労内定しているとき。	6
2	保護者が生活保護等を受けており、かつ、自立する意欲があると認められるとき。	4
3	保護者が生活保護等を現在受けていないが、今後受ける可能性が高いと認められるとき。	2
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当し、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	7
5	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡、拘禁等）に該当するとき。	3
6	ひとり親家庭に準ずると認められる場合（離婚調停中、離婚協議中等）で、かつ、申込児童の居所の近隣に当該児童を監護する者がいないとき。	5
7	ひとり親家庭に準ずると認められる場合（離婚調停中、離婚協議中等）。	2
8	保護者が入院により保育に当たることができないとき（基準指数の細目が入院に該当する者に限る）。	3
9	主たる稼働者が解雇、倒産等の理由により、早急に就労を要するとき（基準指数の類型が求職活動の者に限る）。	6
10	申込児童が、身体障害者手帳もしくは愛の手帳を保持する場合、又はそれと同程度の障害があると認められる場合。	4
11	申込児童が、双生児その他これに類する児童であるとき。	2
12	保育ママ、グループ型保育施設及び小規模保育施設から認可保育園への転所を希望する場合。	1
13	2歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園及び3歳児クラスで保育が終了する保育施設からの卒園に伴う4月転所申込みの場合。	7
14	条件番号13に該当する場合で、かつ、連携保育園への転所を希望するとき。	1
15	別々の保育施設に在所している兄弟姉妹について、兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への転所を希望するとき。（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は18に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす）	7
16	兄弟姉妹が引き続き在所する保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く。）。（ただし、当該兄弟姉妹が条件番号13又は18に該当し、転所を希望している場合は、その転所希望先施設についても「引き続き在所する保育施設」とみなす）	3
17	同時に2人以上の児童の保育施設への新規入所を希望するとき（転所は除く）。	1
18	転居等により、保育施設を変更することがやむを得ないと認められるとき。	1
19	申込児童を現在、認可外保育室等に月極契約で月48時間以上預けているとき（育児休業中の者を除く）。	2
20	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳1度から3度まで又は精神障害者保健福祉手帳1級から3級までを保持するとき。	1
21	基準指数の類型が就労に該当する保護者が、介護又は看護を行っているため、就労が制限されているとき（介護・看護を行うことにより就労時間が週40時間に到達できない者に限る）。	1
22	保護者が育児休業を取得している場合で、育児休業が終了する月の入所を希望しているとき。	2
23	保護者が育児休業を取得している場合で、育児休業対象児童が満1歳になって最初に迎える4月の入所を希望するとき。	3
24	保護者の勤務実績が正規の勤務日数又は正規の勤務時間の80%以下であると判断される場合（直近3か月のうちひと月でも該当すれば適用する）。	-2
25	親族その他の者が同居しており、申込児童を保育することが可能な場合。	-2
26	3か月以上の保育料の滞納がある場合（ただし、すでに当該滞納に対する納付相談を行い、分割納付等を開始している場合を除く）。	-2
27	墨田区に勤務地のみがあり、管外受託となる世帯（転入予定者は除く）。	-1
28	児童福祉等の観点から特に調整が必要と認められるとき。	1～5

※今後、区議会定例会で報告後、区として正式に決定する予定です。

◎ 調整指数についての注意事項

※番号4、5の「ひとり親家庭」とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条に規定する家庭をいう。

例) 父母が離婚、父又は母が死亡、生死不明、拘禁、未婚、規則で定める重度障害、DV防止法による保護命令等

※番号13の「2歳児クラスで保育が終了する保育施設」とは、横川さくら保育園、横川さくら保育園分園、保育ママ及び小規模保育施設をいう。「3歳児クラスで保育が終了する保育施設」とはわらべみどり保育園向島分園をいう。

※番号13でいう「卒園」とは、保育施設の利用可能年齢が満了する（4月以降進級できるクラスがない）状態を指す。

※番号14の「連携保育園」は平成26年11月1日現在未定です。今後、決定次第ホームページ等でお知らせします。

※番号18は、原則として2km以上の転居を理由としたものに適用されます。

※番号19は、契約書または保育施設受託証明書の添付が必要です。

※番号22、23でいう「育児休業」とは、育児休業法に基づく休業を指します。

※番号22と23の両方に該当する場合は、23を適用します。

※番号22は「育児休業の終了予定日が属する月」の入所選考に対してのみ適用されます。

※番号23は「育児休業の終了予定日」にかかわらず、一律に適用されます。

22、23ともに「保育所に入所出来次第、復職」という場合は適用されません。

例) 児童の生年月日「平成26年11月15日」、育児休業終了予定日27年11月14日の場合、27年11月入所選考時は+2点。

育児休業を28年5月14日まで延長した場合、28年4月入所選考時は+3点。

(3) 優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位により決定します。

順位	項目	備考
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等)	
2	保護者のいずれかの類型が不存在である	
3	保護者のいずれかが単身赴任中で、かつ入所希望日以降もその状態が継続する 予定である	※1
4	同居親族に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されて いる者がいる、または要介護の認定を受けている者がいる場合（保護者及び申込 児童を除く）	
5	保護者が保育士もしくは保育教諭として、区内の保育施設に月120時間以上 勤務している場合、または区内の学童クラブにおいて児童の育成に従事する者 (学童クラブ指導員等)として月120時間以上勤務している場合	保護者の両方が該当する 世帯を上位とする
6	前年度の住民税が非課税である世帯	
7	父母の基準指数（調整指数を付する前の指数）の合計が高い世帯	
8	母の基準指数（調整指数を付する前の指数）が高い世帯	父子世帯の場合は父の基 準指数
9	保護者の類型が就労である 細目の優先順位は①外勤 ②居宅外自営 ③居宅内自営 ④内職の順とする	保護者は母を先に参照し、 その順位が同位の場合は、 父の順位を参照する。（父 子世帯の場合は父のみ参 照する）
10	保護者の類型が以下に該当する 優先順位は①出産 ②妊娠 ③疾病・負傷 ④障害 ⑤介護・看護 ⑥災害復旧 ⑦求職活動 ⑧就学・職業訓練 の順とする	
11	新規入所（申込児童が区の保育施設に入所していない）申込みである	
12	養育している子ども（18歳未満）の人数の多い世帯	
13	保育料の滞納が無い世帯	
14	経済的困窮度の高い世帯（保護者の前年度の住民税の合計額が低い世帯）	※2
15	墨田区に引き続き居住している期間が長い世帯	保護者のうち期間の長い 者で判定

※今後、区議会定例会で報告後、区として正式に決定する予定です。

※1 単身赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限り適用する。

※2 前年度住民税未申告又は課税額が確認できない場合は最下位とする。

※ 父母以外の者が保護者の場合はそれぞれ読み替えて適用する。

※平成27年1月～3月入園については、現在の選考基準にしたがって選考されます。

13. 保育施設を利用できる期間

保育施設は、保育の必要性があるお子様をお預かりする施設です。入所した後も保育が必要な状態が続いていることが保育施設に通うための要件となります。入所後、保育施設を利用できる期間と必要書類は、次のとおりです。

入所時の 保育が必要な事由	保育施設を 利用できる期間	備考
就労	就労している期間	
※育児休業中	1か月	※入所月の翌月1日までに復職し、復職証明書を提出してください。
求職中	3か月	※3か月以内に就労し、在職証明書または就労状況申告書を提出してください。
出産・妊娠	出産月の2か月後まで	※その後は保育要件がなくなり退所となります。引き続き通いたい場合は、就労等の保育要件が必要です。
就労内定	1か月	※1か月以内に就労を開始し、在職証明書等を提出してください。
入院・疾病・介護	治療・介護に要する期間	
就学中	在学している期間	

- ・「保育が必要な事由」に該当しなくなった場合や、期日までに必要書類の提出がない場合は退所になります。
- ・入所した後も、毎年、次年度の継続通所の意思と保育必要性を確認するための書類（継続確認書・在職証明書等）を提出していただきます。
- ・育児休業中、求職中、就労内定の方は「就労を証明する書類」を提出することにより、最長で就学前までになります。提出が無い場合は、退所になります。

14. 保育料（利用者負担）

保育料は、17 ページの「保育料（利用者負担）徴収基準額表」に従い、保護者の所得等の状況と、お子様の年齢により決定します。

4～8月分の保育料は26年度区民税、9～3月分の保育料は27年度区民税をもとに計算します。

毎月1日に在園していれば、その月分をお支払いいただきます。

■納入方法■

- ・ 保育料の納期限（口座振替日）は、その月の末日です。末日が土日・祝日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に口座振替を行います。
- ・ 残高不足等で口座からの振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、翌月分と一緒に振替をいたします。（2 か月分の保育料振替が限度となります）
- ※ 保育料をお納めいただけない場合は、地方税と同様に滞納処分（給与等の差し押さえ）をすることがあります。お支払い忘れのないようご注意ください。

15. 保育料の決定に必要な書類 ※入所申込み時に提出済みの場合は再提出不要です。

（1）住民税決定通知書または住民税課税（非課税）証明書（扶養義務のある方全員分）

住民登録の有無	26年度住民税の申告の有無	提出する書類
平成26年1月1日現在、墨田区に住民登録があった方	申告済み	提出書類はありません （当区の税務課に課税状況を照会します）
	未申告	平成26年度の申告をした後、住民税課税（非課税）証明書を提出
平成26年1月1日現在、墨田区に住民登録がなかった方	申告済み	・ 住民税決定通知書 または ・ 住民登録があった区市町村から住民税課税（非課税）証明書を取り寄せて提出
	未申告	住民登録があった区市町村で平成26年度の申告をした後、住民税課税（非課税）証明書を提出

- ・ 住民税が未申告の場合、保育料を決定することができません。必ず申告をしてください。
- ・ 住民税の申告をしたかご不明の場合は、申告の有無を税務課にご確認ください。

（2）「保育料口座振替依頼書」

保育料支払のための書類です。入園内定後に専用の用紙をお渡しします。ご記入後、金融機関で手続きが必要です。金融機関の確認印があるものを提出してください。

- 27年1月～3月に入園される場合は、次の書類が必要です。

- ①平成25年分の所得税額を証明する書類
例：平成25年分源泉徴収票や確定申告書の写し
- ②平成25年度の住民税額を証明する書類
例：平成25年度住民税課税（非課税）証明書
- ③扶養控除対象者申告書

※ 上記のほか、固定資産税納税通知書が必要になる場合があります。

16. 保育料（利用者負担）徴収基準額表（案）

平成 27 年 4 月 1 日現在(平成 27 年 4 月から適用)

(単位 円)

階層	区民税等の条件	保育料(月額)						延長保育料(月額) 1日あたり1時間の場合の月額保育料		
		0～2 歳児		3 歳児		4、5 歳児		0～2 歳児	3 歳児	4、5 歳児
		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子	第 1 子、第 2 子		
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税	1,200	600	1,200	600	1,200	600	200	200	200
C1	区民税均等割のみ	3,100	1,550	2,500	1,250	2,500	1,250	800	800	800
C2	区民税所得割 5,000 円未満	3,400	1,700	3,000	1,500	3,000	1,500			
C3	5,000～10,000 円未満	4,000	2,000	3,700	1,850	3,600	1,800			
D1	10,000～23,200 円未満	7,900	3,950	6,800	3,400	6,800	3,400	1,100	1,100	1,100
D2	23,200～36,400 円未満	9,500	4,750	8,500	4,250	8,400	4,200			
D3	36,400～48,600 円未満	10,600	5,300	10,500	5,250	10,400	5,200			
D4	48,600～72,800 円未満	16,600	8,300	12,100	6,050	12,000	6,000	1,700	1,500	1,500
D5	72,800～97,000 円未満	20,300	10,150	13,900	6,950	13,800	6,900	2,100		
D6	97,000～115,000 円未満	23,100	11,550	15,900	7,950	15,800	7,900	2,300		
D7	115,000～133,000 円未満	25,200	12,600	17,400	8,700	17,300	8,650	2,500	1,700	1,700
D8	133,000～151,000 円未満	27,100	13,550	18,600	9,300	18,500	9,250	2,700	1,900	1,800
D9	151,000～169,000 円未満	29,100	14,550	19,800	9,900	19,600	9,800	2,900	2,000	2,000
D10	169,000～185,000 円未満	31,600	15,800	21,900	10,950	20,400	10,200	3,100	2,100	
D11	185,500～202,000 円未満	33,400	16,700	23,100	11,550			3,300	2,200	
D12	202,000～218,500 円未満	34,900	17,450	24,000	12,000			3,400	2,300	
D13	218,500～235,000 円未満	36,600	18,300	25,000	12,500			3,600	2,400	
D14	235,000～251,500 円未満	38,900	19,450	25,800	12,900	21,200	10,600	3,800	2,500	2,100
D15	251,500～268,000 円未満	40,400	20,200					4,000		
D16	268,000～284,500 円未満	41,700	20,850					4,100		
D17	284,500～301,000 円未満	43,200	21,600					4,300		
D18	301,000～349,000 円未満	47,400	23,700	26,600	13,300	22,000	11,000	4,700	2,600	2,200
D19	349,000～397,000 円未満	52,900	26,450					5,200		
D20	397,000～443,600 円未満	57,700	28,850					5,700		
D21	443,600 円以上	61,500	30,750					6,100		

- ・ 4～8月分の保育料は26年度区民税、9～3月分の保育料は27年度区民税をもとに計算する予定です。
- ・ 区民税を計算するとき、配当控除、外国税額控除、住宅取得控除等の規定は、適用されません。
- ・ 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもは第1子、その下の子は第2子の保育料が適用されます。
- ・ 第3子以降の保育料及び延長保育料は無料になります。
- ・ 私立の認可保育園、保育ママ、小規模保育所の延長保育料は、施設にご確認ください。
- ・ 保育料は、平成28年度から30年度までの3か年で段階的に改定します。

※ この保育料（利用者負担）（案）は、平成26年10月17日に開催した墨田区子ども・子育て会議において承認されたものです。この内容をもとに、保育料（利用者負担額）の改定について、平成27年第1回墨田区議会定例会に諮る予定です。

※ 新たな保育料（利用者負担）基準額表等の詳細につきましては、区議会の議決後、ホームページ等で改めてご案内いたします。

17. 公立・公設民営保育園の延長保育

延長保育は、1歳の誕生日が属する月から利用できます。入園の申込みとは別に入園内定後、各月の締切日までに、通園する保育園に直接申し込んでください（転園の場合も、転園先で申込みが必要です）。

なお、延長保育実施園に入園（転園）が決定しても、希望者が定員を超えた場合は選考となり、すぐに延長保育を受けられないことがありますので、予めご了承ください。

■延長保育の実施基準■

両親がともに仕事で週3日以上、午後6時15分までにお迎えが間にあわないこと等が書類で確認できる場合に選考の対象になります。

■スポット延長保育■（公立保育園：午後7時15分まで）（公設民営園：午後8時15分まで）

通常の延長保育（月単位）とは異なり、保護者の急な残業などの場合に、1日単位で利用できます。延長保育を実施している保育園に当日空きがある場合、1時間単位でお申込みができます。申込み方法、料金等については各園にお問い合わせください。

※ 延長保育を行っていない園があります。7ページの「6. 区内認可保育園一覧」でご確認ください。

◆私立保育園、保育ママ、小規模保育所の延長保育については、各施設にお問合せください。

18. 区外の認可保育園を希望する場合

区外の認可保育園を希望する場合は、必ず入園を希望する区市町村に連絡を取り、申込みができるかどうか、希望する保育園の空き状況、希望できる保育園の数、申込締切日、必要書類について確認してください。その際、住所が墨田区であることや、転入予定・勤務先があること等を必ずお話しください。

墨田区の申込書等を使い、墨田区役所4階の保育園入園係の窓口で、お申込みください。入園を希望する区市町村に書類を送付しますので、申込先区市町村の締切日の1週間前までをお願いします。

※ 転出予定の場合は、転居と同時に、転出先の区市町村で申込手続きを行ってください。手続きを行わないと、内定が無効になる場合がありますので、ご注意ください。

19. 子育てに関する問合せ先

内容	担当	電話
子育て総合相談・緊急一時保育など	子育て支援総合センター	5630-6351
年末保育	子ども課保育係	5608-6161
一時保育	あおやぎ保育園	3614-6789
	横川さくら保育園（2歳児クラスまで）	5608-4525
	押上保育園	3623-6030
	こひつじ保育園	5600-1211
	わらべみどり保育園	5638-1551
	墨田みどり保育園	3624-4508
	両国・なかよし保育園	5638-5835
一時預かり	両国子育てひろば保育室	3621-6525
	ベタニヤホームおひさま保育室	6659-2777
休日保育（あおやぎ保育園）	子ども課保育園入園係	5608-6152
休日保育（こひつじ保育園）	こひつじ保育園	5600-1212
ファミリー・サポート	すみだファミリー・サポート・センター	5608-2020
子育てひろば・子育て相談	両国子育てひろば	3621-6455
	文花子育てひろば	5630-6027
手当・医療費助成等	子育て支援課児童手当・医療助成係	5608-6160

20. その他の保育サービスのご案内

(1) 認証保育所 助成金のお問合せ：子ども課保育担当（電話 5608-1253）

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都独自の基準により認証した保育所です。0歳児保育・13時間以上の開所を行っています。申込み方法等は各園に直接お問い合わせください。

平成27年度に、認可保育園への移行を計画している認証保育所があります。4月に認可保育園へ移行する場合は、4月二次入所で募集を行う予定です。開設日、募集人数などの詳細が決まりましたら、区のホームページ及び子ども課窓口でご案内いたします。

平成26年11月1日現在（27年4月に認可へ移行する園を除く）

保育園名	年齢	住所	電話
すこやか錦糸保育園	生後43日～就学前	錦糸2-9-11	3623-3740
ムーミン保育室	生後3か月～就学前	太平3-19-1	3626-2001
ひまわり保育園	生後45日～2歳	押上2-32-10	3610-2951
のびのび保育園	生後40日～就学前	千歳3-8-13	3634-0086
ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	生後1か月～就学前	堤通2-8-2	3616-0611
アスク両国保育園	生後45日～就学前	亀沢2-14-9	5608-4382
こすもす保育園	生後3か月～就学前	錦糸1-14-7	5819-4588
ポピンズナーサリースクールすみだ	生後57日～就学前	太平4-1-1	5637-2137
ゆらりん曳舟保育園	生後57日～2歳	京島1-38-1-107	5631-6888
小学館アカデミーひきふね駅前保育園	生後57日～就学前	京島1-1-1-314	3610-8178
マミーズエンジェル墨田みなみ保育園	生後43日～就学前	亀沢4-24-13	3621-8825
保育園夢未来錦糸町園	生後43日～就学前	太平3-3-12	5637-8737
両国すきっぷ保育園	生後57日～就学前	両国4-25-9	5625-2200

※ 墨田区内外の認証保育所を月極契約で利用される保護者の方に、認可保育園に入園した場合の保育料（月額）との差額に応じて、月25,000円を限度とする助成制度があります。ただし、区内に住所があることなどの条件があります。

(2) 定期利用保育 詳細は各施設に直接お問い合わせください。

パートタイム勤務や短時間就労等の保護者の方で保育が必要な方のためのものです。健康で集団保育が可能な児童で一定程度（1か月以上）継続的に保育が必要なお子様を、保護者の就労形態等に対応してお預かりします。

名称	対象年齢	住所	電話
両国子育てひろば保育室	生後6か月～2歳	横綱1-2-13	3621-6525
ベタニヤホームおひさま保育室	1歳～2歳	江東橋5-4-1	6659-2777
墨田みどり保育園	生後6か月～2歳	亀沢3-7-11	3624-4508

(3) 病後児保育

お子様が、病氣回復期で保育園等に通えない状態のとき、以下の制度がご利用できます。

- **施設型病後児保育** 申込み・お問合せ：わらべみどり保育園（電話 5638-1551）
事前登録制で、わらべみどり保育園（緑3-12-2）の病後児保育室で実施しています。

- **訪問型病後児（軽症病児）保育** 申込み・お問合せ：「はぐ（Hug）」事務局（電話 3616-5371）
すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」では、病後児サポーターがご自宅を訪問して、病氣回復期のお子様を保育します（要事前登録。登録料1,000円）。ご利用の際は、医師が記入した「診療情報提供書」をご用意ください。

27年4月入所の募集数（認可保育園）

保育園名 （公立）	延長 保育	ク ラ ス 年 齢							計
		0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		57日以上 3～6	6か月以上 6～9						
江 東 橋 保 育 園	○	合計で最大12名		10	1	0	0	0	23
江 東 橋 保 育 園 分 園	○			7	0	0			7
横 川 橋 保 育 園	○		11	4	3	3	4	1	26
中 川 保 育 園	／		9	6	3	2	2	0	22
花 園 保 育 園	○			20	4	1	0	0	25
福 神 橋 保 育 園	／			7	3	6	2	0	18
文 花 保 育 園	／			15	3	2	0	1	21
た ち ば な 保 育 園	○	3	6	1	6	1	5	0	22
す み だ 保 育 園	／			10	2	4	0	1	17
八 広 保 育 園	／		12	4	4	4	0	0	24
東 駒 形 保 育 園	○			8	4	3	0	0	15
亀 沢 保 育 園	○		9	5	2	2	1	1	20
東 あ ず ま 保 育 園	○		9	6	3	2	0	0	20
お む ら い 保 育 園	○		11	4	3	2	0	1	21
太 平 保 育 園	○			10	8	1	0	0	19
鐘 ケ 淵 北 保 育 園	／	3	8	4	3	2	6	3	29
梅 若 保 育 園	○	3	6	6	3	2	3	0	23
立 川 保 育 園	○			12	5	3	1	0	21
中 川 南 保 育 園	／		9	6	4	2	1	1	23
長 浦 保 育 園	○	3	9	3	5	0	2	0	22
寺 島 保 育 園	／			14	6	0	0	0	20
水 神 保 育 園	／			12	0	6	1	1	20
し ら ひ げ 保 育 園	／		9	6	2	3	2	0	22
公 立 計		132		180	77	51	30	10	480

保育園名 （公設民営）	延長 保育	ク ラ ス 年 齢							合計
		0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		57日以上 3～6	6か月以上 6～9						
あ お や ぎ 保 育 園	■	合計で最大12名		8	2	0	2	0	24
横 川 さ く ら 保 育 園	◎	3～6 9～12 合計で最大15名		3	0				18
横 川 さ く ら 保 育 園 分 園	◎			15	0				15
ひ き ふ ね 保 育 園	◎		12	7	1	0	0	0	20
押 上 保 育 園	■	3	6	5	4	2	0	0	20
き ん し 保 育 園	◎			15	3	7	0	1	26
公 設 民 営 計		48		53	10	9	2	1	123

※ 募集数は、新規入園、在園児の退園・転園等により変わることがあります。

申込締切 12／22（月）

保育園名 （私立）	延長 保育	ク ラ ス 年 齢							計
		0歳		1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
		6か月以上							
墨 田 み どり 保 育 園	○	6か月以上	3	14	1	0	0	0	18
ほ が ら か 保 育 園	◎	6か月以上	4	6	4	1	0	0	15
光 の 園 保 育 学 校	◎	43日以上	18	6	0	4	0	0	28
厚 生 館 保 育 園	○	43日以上	12	6	0	2	0	0	20
共 愛 館 保 育 園	◎	43日以上	12	12	2	1	1	0	28
菊 川 保 育 園	◎	3か月以上	12	12	1	0	0	0	25
興 望 館 保 育 園	○	43日以上	21	4	3	4	0	0	32
さ ゆ り 保 育 園	○	4か月以上	8	4	4	0	0	0	16
木 ノ 下 保 育 園	○	6か月以上	3	2	5	3	0	1	14
杉 の 子 学 園 保 育 所	◎	4か月以上	6	13	13	6	6	6	50
ナースリー 保 育 園	○	43日以上	6	0	0	0	0	1	7
育 正 保 育 園	▲	43日以上	9	6	1	0	0	2	18
こ ひ つ じ 保 育 園	■	57日以上	6	7	5	3	0	0	21
わ ら べ み どり 保 育 園	◎	57日以上	9	3	3	0	2	0	17
わ ら べ み どり 保 育 園 向 島 分 園	◎	57日以上	3	6	3	4			16
本 所 た か ら 保 育 園	◎			9	3	6	1	0	19
すみだ中和こころ保育園	◎	57日以上	6	4	1	0	0	0	11
両 国 ・ な か よ し 保 育 園	◎	57日以上	9	11	5	2	3	1	31
小 梅 保 育 園	◎	57日以上	5	1	2	7	7	7	29
すみだ立川こころ保育園	■	57日以上	6	11	12	12	12	12	65
まなびの森保育園錦糸町	■	57日以上	6	10	11	11	11	11	60
グローバルキッズ押上園	■	57日以上	9	18	18	20	20	20	105
									0
									0
									0
									0
									0
私 立 計			173	165	97	86	63	61	645
合 計			353	398	184	146	95	72	1248

- ※ 光の園保育学校の0歳児クラスは、外手分園で保育します。
- ※ 延長保育は、○⇒午後7時15分、◎⇒午後8時15分、■⇒午後10時15分、▲⇒午前6時15分～午前7時15分までと午後6時15分～午後9時15分まで実施していることを表します。延長保育の申込みは、入園内定後になります。
- ※ 小梅保育園は、平成27年度より認証保育所から認可保育園に移行する予定です。
- ※ すみだ立川こころ保育園・まなびの森保育園錦糸町・グローバルキッズ押上園は平成27年4月開設予定です。

裏面をご覧ください。

27年4月（家庭的保育者・小規模保育所）定員・募集数

	施設名（型） 保育者氏名	住 所	利用可能時間	土曜 保育	自園 調理	受入可能 月齢	利用 定員	募 集 数		
								0歳	1歳	2歳
小規模 保育所	ぶどうの木保育室（A型）	東駒形4-4-8	7:15～18:15	○	○	8か月以上	11	3	0	0
	八広ぶどうの木保育室（B型）	八広6-37-5	7:15～18:15	○	○	6か月以上	15	3	0	0
	チェリッシュ曳舟（C型）	京島1-36-1-1F	7:15～19:15	○	○	3か月以上	19	6	0	0
	あい・あい保育園小村井園（A型）	立花5-24-11-1F	7:15～20:15	○	○	3か月以上	19	3	5	0
家庭 的 保 育 者	児 島 陵 子	立花5-22	8:30～17:00			43日以上	2	未定		
	鈴 木 ま り 子	八広3-31	8:00～17:30		○	〃	5	2		
	井 沢 貴 子	横網2-6	8:30～17:00			〃	2	1		
	伊 藤 典 子	押上1-32	〃			〃	3	1		
	清 水 泰 子	東向島4-39	〃		○	〃	2	未定		
	海 野 礼 子	墨田2-2	7:00～20:00	○	○	〃	5	2		
	千 葉 恵 美 子	向島3-6	8:30～17:00			〃	3	1		
	情 野 明 美	向島2-15	〃			〃	2	未定		
	日 向 明 子	緑3-20	〃			〃	2	未定		
	小 池 ま ゆ み	錦糸1-14	〃			〃	2	未定		
	山 田 雅 子	押上1-16	〃			〃	2	1		
	長 谷 山 嘉 子	立花1-31	〃	○		〃	2	未定		
	山 本 加 代	東向島2-16	〃			〃	3	1		
	石 山 好 子	押上3-57	8:00～17:30	○	○	〃	5	1		
	山 木 輝 美	文花1-17	8:30～17:00		○	〃	2	1		
	池 上 晶 世	東向島3-20	〃		○	〃	2	1		
	岸 本 貴 子	東向島4-5	8:00～18:00	○	○	〃	5	未定		
	石 井 保 子	緑2-14	8:30～17:00			〃	2	未定		
	古 保 満 子	京島1-31	〃			〃	3	1		
	向 井 千 秋	東向島2-16	〃			〃	3	未定		
	梅 村 た ま み	緑2-14	〃			〃	2	未定		
	渡 辺 ち か 子	亀沢3-14	〃	○		〃	4	未定		
	花 島 史 葉	向島3-4	〃			〃	2	未定		
	宮 路 真 知 子	東駒形1-16	〃			〃	2	未定		
	亀 尾 夏 海	江東橋5-7	〃			〃	4	1		
	鈴 木 恵 美	押上3-43	〃			〃	3	未定		
	柳 谷 千 尋	業平1-4	〃		○	〃	2	2		

「A型：常勤保育士を10割配置する。（認可保育園に準じた職員配置）」
「B型：常勤保育士を6割以上配置する。（認証保育所に準じた職員配置）」
「C型：家庭的保育者1人に対してお子様は3人以下とする。（家庭的保育事業に準じた職員配置)」

平成26年12月1日現在

※この募集数は、1次利用調整において認可保育園等に転所が見込まれるため、現時点では確定ができませんのでご了承ください。

裏面もご覧ください。

支給認定申請書

支給認定証再交付申請書

墨田区長 様

次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。
次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定証の再交付申請をします。

平成 年 月 日

保 護 者	住 所	墨田区 丁目 番 号 号室(様方)				
	フリガナ	続 柄				
	氏 名	男・女	自宅電話: () 携帯電話:父 () 携帯電話:母 () その他の連絡先: ()			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日				
申 請 児 童	氏 名	フリガナ	クラス年齢	保育の希望の有無	申請区分	希望期間・時間
			平成27年 4月1日の 年齢	無	□1号(満3歳以上)	平成 年 月 1 日 から
				有	□2号(満3歳以上)	□小学校就学前まで
					□3号(満3歳未満)	□平成 年 月 日まで
		男・女	歳			□標準時間(7:15~18:15の11時間まで)
		生年月日(平成 年 月 日)				□短時間(9:00~17:00の8時間まで)
	氏 名	フリガナ	クラス年齢	保育の希望の有無	申請区分	希望期間・時間
			平成27年 4月1日の 年齢	無	□1号(満3歳以上)	平成 年 月 1 日 から
				有	□2号(満3歳以上)	□小学校就学前まで
					□3号(満3歳未満)	□平成 年 月 日まで
		男・女	歳			□標準時間(7:15~18:15の11時間まで)
		生年月日(平成 年 月 日)				□短時間(9:00~17:00の8時間まで)

保育の利用を必要とする理由	
父 の 状 況	母 の 状 況
☐ 外勤 ☐ 自営(居宅外・居宅内) ☐ 内職 ☐ 疾病・負傷 ☐ 障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職中 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()	☐ 外勤 ☐ 自営(居宅外・居宅内) ☐ 内職 ☐ 妊娠 ☐ 出産 ☐ 疾病・負傷 ☐ 障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職中 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他()

※再交付申請をする場合は、こちらもご記入ください。(支給認定証をお持ちの方は、速やかに返還してください。)

再 交 付 申 請 を す る 理 由	☐ 破損 ☐ 紛失 ☐ その他()
---------------------	---

申請にあたり特に同意いただく事項

以下の同意事項をお読みのうえ、ご署名ください。

- ・申請内容が事実と異なる場合は、認定を取り消すことがあること。
- ・墨田区から転出した場合又は認定有効期間が過ぎた場合は、認定が取り消されたものとみなすこと。
- ・支給認定にあたり、墨田区が保有する住民基本台帳及び本籍地等の戸籍情報で確認すること。また、その情報に基づき決定した内容について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- ・保育料(利用者負担)を算定することを目的として、課税状況を墨田区が保有する情報で確認すること。また、その決定内容について当該施設に通知すること。
- ・認定及び保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合があること。
- ・認定されても、入所希望者が多数の場合は利用調整の結果、希望する施設に入所できない場合があること。
- ・支給認定に関する審査結果について、申請が集中し審査に時間を要する時期は、申請後30日を超える場合があること。
- ・認定後、施設を利用する必要がなくなった場合や、認定内容(家庭状況、勤務状況等)に変更がある場合は区に届け出ること。

[届出先] 1号認定: <区立幼稚園>教育委員会事務局学務課事務担当(電話 5608-6303)

<私立幼稚園>子ども課保育担当(電話 5608-1253)

2・3号認定: 子ども課保育園入園係(電話 5608-6152)

※私共、申請児童の保護者は、以上の内容について同意します。

※記入者が保護者でない場合はご記入ください。

住所

住所

保護者氏名

(続柄:) 印

自署の場合、押印は不要です

記入者氏名

(児童との関係:) 印

保育施設 (入所・転所) 申込書

墨田区福祉事務所長 様 平成 年 月 日

次のとおり保育施設の入所 (転所) を申し込みます。

保護者	住所	墨田区		丁目	番	号	号室 (様方)
	平成26年 1月1日の住所	現住所と同じ	(転居された方)		都・道・府・県		区・市・町・村
	フリガナ					自宅電話:	()
	氏名	男・女 生年月日 昭和・平成 年 月 日				携帯電話:父	()
携帯電話:母						()	
その他の連絡先						()	
入所・ 転所希望児	児童氏名		クラス年齢	希望施設		転所の場合	希望する保育期間
	フリガナ		平成27年 4月1日の 年齢 歳	第1希望		在所保育施設	平成27年 月 1日から 平成 年 月 日まで 又は小学校に就学する年の 3月31日まで
	男・女 生年月日(平成 年 月 日)			第2希望			
				第3希望			
				第4希望			
				第5希望			
				第6希望			
				墨田区福祉事務所記入欄			
	フリガナ		平成27年 4月1日の 年齢 歳	第1希望		在所保育施設	平成27年 月 1日から 平成 年 月 日まで 又は小学校に就学する年の 3月31日まで
	男・女 生年月日(平成 年 月 日)			第2希望			
				第3希望			
				第4希望			
				第5希望			
				第6希望			
墨田区福祉事務所記入欄				第7希望			
保育の利用を必要とする理由			☐ 保護者が働いている ☐ 保護者が介護を行っている ☐ 保護者の病気・身体障害など ☐ 求職中 ☐ 母親の妊娠・出産 ☐ その他 ()				
上記の保育施設に入所・転所を希望する理由			☐ 自宅又は職場に近い ☐ 転居による転所 (転居前住所:) ☐ 兄弟姉妹が在所している ☐ その他()				
※ 2人以上の児童の保育の利用を必要とする場合			☐ 同時に同じ保育施設に入れるまで待つ ☐ どちらか1人だけでも入所させたい ☐ 同時ならば別々の保育施設でもよい ☐ その他 ()				
送迎予定者			・父・母・その他()		延長保育	☐ 希望する ☐ 希望しない	
現在の保育状況			・自宅で保育(・保護者・親族)・職場同伴・無償で預けている(場所) ・有償で預けている(場所 費用 円/月)				
その他の世帯員	氏名		続柄	生年月日	職業・学校・保育施設名	生活保護の状況 (係・担当:) ☐ 受給中(年 月 日~) ☐ 受けていない	
墨田区福祉事務所記入欄	添付書類 在 就 (父) 在 就 (母) 病 障 (父・母) 認 証 (有・無) 税 資 (父・母) 祖父・祖母(有・無)		備考			担当者 収受	
	受付日					内定	受付
	庁舎・庁舎外・代行		月 日 (保育施設)				

※続柄は申込児童から見たものを記入してください ※その他の世帯員は同一生計である全員を記入してください

家庭の状況について

	父の状況	母の状況
該当するものにレ印を付けてください	☐ 外勤 ☐ 自営(居宅外・居宅内) ☐ 内職 ☐ 疾病・負傷 ☐ 障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職中 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他 ()	☐ 外勤 ☐ 自営(居宅外・居宅内) ☐ 内職 ☐ 妊娠 ☐ 出産 ☐ 疾病・負傷 ☐ 障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職中 ☐ 就学 ☐ 不存在 ☐ その他 ()

☐外勤 ☐自営(居宅外・居宅内) ☐内職 ☐就学 にレ印を付けた方

勤務先名称・学校名		
所在地		
電話番号		
採用(入学)年月日	年 月 日	年 月 日

☐妊娠 ☐出産 ☐疾病・負傷 ☐障害 にレ印を付けた方

病名・障害名		
手帳の有無	・ 有 種 級(度) ・ 無	・ 有 種 級(度) ・ 無
状 況	・入院・寝たきり・通院(週 日) ・常時安静・その他	・入院・寝たきり・通院(週 日) ・常時安静・妊娠・出産(予定日 月 日)・その他
医療機関名		

☐介護・看護 にレ印を付けた方

介護を受ける人(続柄)	()	病名・障害名	
介護状況	1障害者・寝たきり患者の介護・付添い(常時介護) 2入院・通院・通所の付添い(週 日)・一部介護 3上記以外の介護・看護		
手帳・要介護認定の有無	・ 有 種 級(度) ・ 無	医療機関名	

☐求職中 ☐その他 にレ印を付けた方

求職中の理由	・解雇・倒産・その他	・解雇・倒産・その他
内定の有無	・有(月 日 就労予定)・無	・有(月 日 就労予定)・無
求職活動の状況	・求職活動中・保育施設に入所後活動予定	・求職活動中・保育施設に入所後活動予定

☐不存在 にレ印を付けた方

○を付けてください	死亡・離婚・未婚・その他 年 月 日から	死亡・離婚・未婚・その他 年 月 日から
-----------	----------------------	----------------------

祖父母の状況について

		氏名	年齢	住所	就労状況	健康状況
父 方	祖父				自営・外勤・内職・無職	健康・病気()
	祖母				自営・外勤・内職・無職	健康・病気()
母 方	祖父				自営・外勤・内職・無職	健康・病気()
	祖母				自営・外勤・内職・無職	健康・病気()

申込みにあたり特に同意いただく事項

下記の同意事項をお読みの上、ご署名ください。

- ・ 申込事項が事実と異なる場合は、入所の承諾を取り消す場合があること。
 - ・ 育児休業中で申込みをした場合、入所・転所した月の翌月1日までに職場に復帰し、復帰後に復職証明書を提出すること。
 - ・ 住所等について、墨田区が保有する住民基本台帳で確認すること。
 - ・ ひとり親家庭又は結婚若しくは離婚をした家庭について、墨田区が保有する本籍地等の戸籍情報で確認すること。
 - ・ 保育料を算定することを目的として、課税状況を墨田区が保有する情報で確認すること。また、その決定内容について墨田区福祉事務所から当該保育施設に通知すること。
 - ・ 児童扶養手当の受給状況について、墨田区が保有する情報で確認すること。
 - ・ 入所予定保育施設の決定に当たり、申込書と添付書類に記載されている事項を墨田区福祉事務所から当該保育施設に通知すること。
 - ・ 転所及び卒園する際に、転所先の保育施設、小学校及び学童クラブに児童の育成状況など個人情報を提供すること。
 - ・ 延長保育の利用を希望する場合は、延長保育料を算定することを目的として、墨田区福祉事務所が保有する当該児童の保育料に係る情報を、墨田区福祉事務所から延長保育の実施を申請する保育施設に通知すること。
 - ・ 保育料を納付期限までに納めること。過誤納に係る還付金は、未払の保育料がある場合はその支払に充てること。
- また、未払分の保育料について墨田区が支給する児童手当から徴収する場合があること。

※私共、申込み児童の保護者は、以上の内容について同意します。 ※記入者が保護者でない場合はご記入ください。

住所	住所
保護者氏名 (続柄:) 印	記入者氏名 (児童との関係:) 印

自署の場合、押印は不要です。

重要事項確認書兼同意書

チェック欄	重要事項
☐	1 申込みの内容が事実と異なる場合、入所申込や入所内定を取り消す場合があります。また、提出された書類は返却できません。
☐	2 4月転所を希望された方は、転所が内定した場合、内定を辞退して転所前の保育施設に通うことはできません。(転所前の保育施設は他の希望者が内定しているため)
☐	3 子ども・子育て支援新制度における「支給認定」は、保育の必要性の有無を判定するもので、保育施設への入所をお約束するものではありません。
☐	4 入所できなかった場合の通知は、希望する最初の月の入所選考会議の一度だけです。それ以降は、入所が内定した場合のみ、電話等でお知らせします。
☐	5 申込みに必要な書類は、申込締切日までに必ず提出してください(必着)。締切日を過ぎて提出された書類は、直近の選考に反映されません。(次の選考から反映されます)
☐	6 証明書類は、3か月以内の証明日のものを提出してください。在園児がいる等で既に提出していても、直近の状況確認のために再度書類の提出が必要です。(直近3か月の勤務実績の記載がない場合も、追加書類が必要です)
☐	7 申込後、家庭状況に変更があった場合は、必ずご連絡ください。追加書類が必要になる場合があります。(勤務時間が変わった、転職した、離婚した、結婚した、認可外保育室に通い始めた等) 育児休業を延長した場合は、必ず育児休業証明書を提出してください。
☐	8 保護者以外の方の書類が必要になる場合があります。(例:祖父母と同居しているとき祖父母の在職証明書など)「保育施設利用申込みのご案内」の5～6ページ「状況に応じて必要な書類」をよくご確認ください。
☐	9 保育園では専門的、個別の訓練や医療行為(治療等)は行っていません。お子様に持病や障害がある場合は、「集団保育が可能であること」と「園での医療行為が必要ないこと」が明記された医師の診断書が必要です。また、お子様が障害者手帳等をお持ちの場合は手帳等のコピーを提出してください。
☐	10 江東橋保育園分園、横川さくら保育園立花分園、保育ママ及び小規模保育所では、障害をお持ちのお子様はお預かりできません。
☐	11 求職中の方は、お子様の入所後、3か月以内に働き始め、在職証明書または就労状況申告書を提出してください。書類提出がない場合は退所になります。
☐	12 就労内定の方は、お子様の入所後、1か月以内に在職証明書または就労状況申告書を提出してください。書類提出がない場合は退所になります。
☐	13 育児休業中の方は、お子様が入所した月の翌月1日までに職場に復帰し、復帰後すみやかに復職証明書を提出してください。書類提出がない場合は退所になります。
☐	14 保育料(利用者負担)は、平成26年度及び27年度の住民税課税額で決定する予定です。住民税の申告がお済みでない方は、入所内定が取り消される場合があります。すみやかに住民税の申告を行ってください。(平成27年1～3月に入所した方は平成25年分所得税資料等も必要です)
☐	15 保育料(利用者負担)は、毎月末日が納期限です。保育料の滞納がある場合、保育園を通じて督促状や催告書を配付する場合があります。また、滞納があると入所選考の際、不利になります。
☐	16 保育標準時間認定の保育料(利用者負担)は、平成28年度から平成30年度までの3か年で段階的に改定します。
☐	17 延長保育は、入所(転所)内定後に別にお申込みが必要です。公立・公設民営園の延長保育は定員があるため、希望者全員が利用できるとは限りません。選考対象となるのは1歳到達月からです。(私立保育園・保育ママ・小規模保育所は、各施設に直接ご確認ください。)
☐	18 横川さくら保育園は0～2歳児の、横川さくら保育園立花分園は1～2歳児の保育園です。3歳クラスから他の保育園へ転園申込みが必要になります。その際必ずしも希望園に転園できるとは限りません。
☐	19 わらべみどり保育園向島分園は0～3歳児の保育園です。4歳クラスから他の保育園へ転園申込みが必要になります。その際必ずしも希望園に転園できるとは限りません。

上記重要事項について確認、同意しました。

平成 年 月 日

保護者氏名(自署)

27年4月入園(入所)を申し込まれる方へ

締切日と、その直前は窓口が大変こみあいます。お早めにお申込みください。

■受付期間 平成 26 年 12 月 4 日 (木) から 12 月 22 日 (月) まで

※ 1 月入園を希望される方は、12 月 15 日 (月) が締切日です。

■受付場所

※ 受付日によって受付場所と時間が異なりますので、ご注意ください。

受付日	受付場所	受付時間
12 月 4 日(木)～10 日(水) の平日	墨田区役所 8 階 82 会議室 ※10 日(水)の午後 5 時～7 時は 4 階子ども課保育園入園係	午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※10 日(水)のみ午後 7 時まで
12 月 4 日(木)、5 日(金)	曳舟文化センター2 階 会議室 (京島 1-38-11)	午前 9 時 30 分～午後 4 時
12 月 11 日(木)～22 日(月) の平日	墨田区役所 4 階 子ども課保育園入園係	午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※17 日(水)のみ午後 7 時まで
12 月 14 日(日)	墨田区役所 3 階 31 会議室	午前 9 時 30 分～午後 3 時

※ 区内の認可保育園でも開園時間中に代行受付を行います。ただし、12 月 22 日(月)は午後 5 時までです。(行事などの都合上、提出日時は事前に園にお問い合わせください。)

なお、認可保育園では申込書類の内容確認は行いませんので、できるだけ区役所にお越しください。

※ 郵送・FAXでの申込受付は、行っていません。

※ 平成 26 年 12 月 22 日以降にお生まれのお子様の締切日は、以下のとおりです。

お子様の生年月日	希望保育施設の 0 歳児受入れ可能月齢	締切日
平成 26 年 12 月 22 日から 平成 27 年 2 月 4 日まで	・生後 57 日以上受入れ可能園を希望する場合 (保育ママを含む)	平成 27 年 2 月 5 日(木)
	・生後 43 日以上受入れ可能園のみを希望する場合 (保育ママを含む)	平成 27 年 2 月 19 日(木)
平成 27 年 2 月 5 日から 平成 27 年 2 月 18 日まで	・生後 43 日以上受入れ可能園を希望する場合 (保育ママを含む)	平成 27 年 2 月 19 日(木)

※菊川保育園、チェリッシュ曳舟、あい・あい保育園小村井園の 0 歳児クラスは、平成 27 年 1 月 1 日までに生まれたお子様が、4 月入園(入所)の対象となります。27 年 1 月 5 日までにお申込みください。

■書類審査

申込みの際は必要書類をすべてそろえてお申込みください。受付の際に確認します。

提出後、書類を審査し、不備や確認事項がある場合は、勤務先やご自宅に連絡する場合があります。

※ 希望施設を変更したい場合は、平成 26 年 12 月 22 日 (月) 午後 5 時までに、保育園入園係までご連絡ください。

裏面もご覧ください

■ 4 月一次内定発表

平成 27 年 2 月 23 日（月）《予定》に、内定の有無に関わらず通知を送ります。電話でのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

（1）内定した場合

入園（入所）までの手続き（面接日時等）については内定通知等でご確認ください。

※ 3 月中に面接・健康診断を受けてください。受けられない場合は内定が取り消しになります。

（2）内定しなかった場合

定員に空きがある保育施設について、再度、利用調整を行います（二次選考）。空き状況を確認し、希望施設を追加・変更する場合は保育園入園係までご連絡ください。入所が内定した場合、電話でご連絡（平成 27 年 3 月 12 日(木)予定）いたします。

ご確認ください！

■ 「平成 27 年 1 月から 3 月までの認可保育園入園希望確認書」は、すべての方にご提出いただきます

1 月から 3 月までの入園を希望しない方にもご提出いただきます。1 月から 3 月までの入園を希望される方は入園希望月に○をつけ、希望園もご記入ください。

年度内の空きは少数のため、入園は難しい状況にあります。予めご了承ください。

■ 平成 26 年 12 月 22 日以降にお生まれのお子様の 4 月入所について

表面の締切日をご確認いただき、お早めにお申込みください。

平成 27 年 2 月 19 日以降にお生まれになったお子様は、4 月入所の申込みはできません。

■ 転園（転所）について

内定後は内定を辞退して転園前の保育施設へ戻ることはできません。お申込みの際にはご検討及びご理解のうえお申込みください。（転園前の保育施設は他の希望者が内定します。）転園申込みを取り下げる場合は、締切日までにご連絡ください。

■ 出生の届出前にお申込みされる場合

締切日直前のご出産で出生の届出がお済みでない方は、お申込みの際に、母子手帳（出産事実、出産日を病院が記載している部分）の写しや、出生証明書の写しを添付してください。

■ 4 月に内定しなかった場合

申込書は平成 27 年 11 月 30 日（12 月入所選考）まで有効です。5 月以降に、希望する保育施設に空きが生じた場合、選考の対象となります。

■ 申込後、墨田区外に転出された場合

墨田区での申込みは無効になりますので、新住所の区市町村に改めて入所の申込みをしてください。

■ 12 月 14 日（日）の受付は、区役所 3 階の 31 会議室です。（9：30～15：00）

問合せ先

子ども課保育園入園係 電話 03-5608-6152

表面もご覧ください

※4月入園お申込みの全ての方に提出をお願いしています。

平成27年1月から3月までの認可保育園入園希望確認書

住 所	墨田区	丁 目	番 号	号室(様方)
保護者氏名				

①1月～3月の入園を希望しますか？(希望の有無いずれかに○をつけてください)

・希望しない ⇒以下の記入は不要です

・希望する ⇒入園希望月(1月・2月・3月)○をつけてください・・・②の記入をお願いします

②1月～3月の入園を希望する方は、希望園を記入してください。

※申込児童が1名の場合は、1欄のみご記入ください。

※平成27年4月入園が1歳児クラスでのお申込みの場合、年度内(平成27年1～3月)は0歳児クラスでのお申込みとなります。0歳児保育を実施している保育園をご記入ください。

1		2	
児 童 名		児 童 名	
生年月日	平成 年 月 日生	生年月日	平成 年 月 日生
第1希望	保育園	第1希望	保育園
第2希望	保育園	第2希望	保育園
第3希望	保育園	第3希望	保育園
第4希望	保育園	第4希望	保育園
第5希望	保育園	第5希望	保育園
第6希望	保育園	第6希望	保育園
第7希望	保育園	第7希望	保育園
第8希望	保育園	第8希望	保育園
第9希望	保育園	第9希望	保育園

■ 希望園に募集がある場合に、選考の対象になります。

■ 1月または2月に入園された方は、入園後であれば、4月(2次)の転園申込みは可能です。
(3月入園された方は、4月の転園申し込みはできません。)

■ 希望園の変更は、各締切日までに子ども課保育園入園係までご連絡ください。

■ 年度内の募集数は少数のため、入園は難しい状況にあります。予めご了承ください。

■ 保育ママの1月～3月の利用を希望される場合は、別途申込みが必要です。

■ 小規模保育所の1月～3月の利用を希望される場合は、直接、各施設にお申込みください。

虚偽の証明は無効とします。

児 童 名	
児童の現在の状況 (○をつけてください)	1 申 込 中 2 在 園 中 () 保 育 園

外 勤 用

墨田区子ども課保育園入園係
Tel 03-5608-6152 (直通)
Fax 03-5608-6404

※ この証明書は、保育の必要性認定、保育施設の利用調整及び在所のための資料です。
その他の目的には使用しません。内容について事業者に照会させていただくことがあります。

※ 以下の内容は雇用主又は事業主が記入してください。訂正したときは記入者の訂正印が必要です。

在職証明書

※ 社印のないものは無効です。

墨田区福祉事務所長 あて

証 明 日	平成	年	月	日
勤 務 先 名	社印			
所 在 地				
代 表 者 名				
電 話 番 号				
記 入 者 名	印			

次のとおり☐勤務 ☐復職 ☐採用予定（内定）していることを証明します。 ☐にレ点をつけてください。

氏 名										
住 所	墨田区									
採用（予定）年月日	昭和・平成 年 月 日（採用・内定） ○をつけてください。									
雇 用 契 約 期 間	期間の定め 無・有（平成 年 月 日まで／契約更新 有・無） ○をつけてください。									
実 際 の 勤 務 地										
単 身 赴 任	☐ 無 ☐ 有（期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日予定）									
雇 用 形 態	☐ 正社員 ☐ 契約社員 ☐ 派遣社員 ☐ パート ☐ アルバイト ☐ その他（ ）									
社 会 保 険	☐ 加入 ☐ 未加入 ☐ 社会保険被扶養者 ☐ その他（ ） <雇用保険> ☐ 加入 ☐ 未加入									
仕 事 内 容										
勤 務 日 数	1週あたり約 日（又は1か月あたり約 日）									
定 休 日	週に約 日（月・火・水・木・金・土・日・不定休） 又は1か月あたり約 日									
1 日 の 勤 務 時 間	平日 時 分～ 時 分のうち、1日平均 時間（休憩 分を含む）									
※ 変則勤務の場合はシフト表や勤務実績を確認できる資料を必ず添付してください。	土曜日 時 分～ 時 分のうち、1日平均 時間（休憩 分を含む）									
残 業 に つ い て	☐ 無 ☐ 有（週平均 日で1日平均 時間） ☐ 管理職等により適用除外（平均退社時刻 時 分頃）									
給 与 形 態	☐ 月給 ☐ 日給（ 円） ☐ 時給（ 円） ☐ 歩合（ 円／ ）									
直 近 3 か 月 の 収 入 ・ 出 勤 日 数	平成 年 月分			平成 年 月分			平成 年 月分			
	円			円			円			
※ 産休、育休中の方は産前休業前の3か月	出勤日数（※有休含む） 日			日			日			
直 近 3 か 月 の 超 過 勤 務 状 況 等	計（ ）日・計（ ）時間			計（ ）日・計（ ）時間			計（ ）日・（ ）時間			
	※勤務時間終了後、残業はないが、残務整理等で直ちに退社できない場合は、退社時刻を記入してください。									
	<退社時刻> 時 分頃									
※ 産休、育休中の方は産前休業前の3か月	※現在、残業はないが、今後残業する予定がある場合は以下に記入してください。									
	<残業開始予定日> 平成 年 月 日 <残業予定日数・時間数> 1週間 日で1日平均 時間									
産前・産後休業期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日									受付印
育児休業の取得期間及び復職の可否	<期間> 平成 年 月 日～平成 年 月 日 ↳ 育児休業中に保育施設に入所した場合、育児休業を短縮して入所月の翌月1日までに職場に復職することは ☐ 可 ☐ 不可									
育 児 の た め の 勤 務 時 間 短 縮	勤務日数 週 日									
	勤務時間 時 分～ 時 分									
	短縮期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日									
特 記 事 項										

＜保護者記入欄＞

虚偽の申告は無効とします。

児 童 名	
児童の現在の状況 (○をつけてください)	1 申 込 中 2 在 園 中 () 保育園

自営・内職用

＜事業者の方へ＞

- ※ この申告書は、保育の必要性認定、保育施設の利用調整及び在所のための資料です。その他の目的には使用しません。申告内容を確認させていただくことがあります。
- ※ 以下の内容は雇用主又は事業主が記入してください。訂正したときは記入者の訂正印が必要です。

※ 問合せ先
墨田区子ども課保育園入園係
Tel 03-5608-6152 (直通)
Fax03-5608-6404

就 労 状 況 申 告 書

※ 印のないものは無効です。

墨田区福祉事務所長 あて

申 告 日	平成 年 月 日
事 業 所 名	社印
所 在 地	
電 話 番 号	
代 表 者 名	印

保護者の就労状況について次のとおり申告します。

氏 名												
住 所	墨田区											
職 場 と 住 居 の 状 況	☐ 職場と住居が同一（又は隣接） ☐ 職場と住居が離れている（職場住所:)											
経 営 主	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親族 ☐ その他 ()											
仕 事 の 従 事 者	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 親族 (名) ☐ その他従業員 (名)											
健 康 保 険	☐ 国民健康保険 ☐ 社会保険本人 ☐ 社会保険被扶養者 ☐ その他 ()											
業 種	☐ 小売 ☐ 飲食店 ☐ 建築/塗装 ☐ 医療 ☐ 保険 ☐ 理美容 ☐ 印刷 ☐ 著作 ☐ 芸術/芸能 ☐ 製造 ☐ 不動産 ☐ 電気/水道工事 ☐ 修理 ☐ 運送 ☐ SOHO ☐ 内職 ☐ その他 ()											
仕 事 内 容	※具体的に記入してください											
就 労 開 始 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 <開業年月日> 昭和・平成 年 月 日											
就 労 日 数	1週あたり約 日（又は1か月あたり約 日）											
定 休 日	週に約 日（月・火・水・木・金・土・日・不定休） 又は1か月あたり約 日											
1 日 の 就 労 時 間	平日 時 分～ 時 分のうち、1日平均 時間（休憩 分を含む）											
※変則勤務の場合はシフト表 や勤務実績を確認できる資料 を必ず添付してください。	土曜日 時 分～ 時 分のうち、1日平均 時間（休憩 分を含む）											
就 労 時 間 中 に 行 う 家 事 の 状 況	☐ 行う（1日合計） 時間 分／ ☐ 掃除 ☐ 洗濯 ☐ 料理 ☐ 買い物 ☐ その他 () ☐ 行っていない（休憩時間に家事を行う場合も含む）											
児 童 の 状 況	☐ 仕事をしながら保育 ☐ 託児所（保育園/保育ママ等を含む）に預ける ☐ 配偶者/親族/知人に預ける											
営 業 時 間	時 分～ 時 分											
給 与 形 態	☐ 月給 ☐ 日給 (円) ☐ 時給 (円) ☐ 歩合 (円 /) ☐ 無給 ☐ 出来高による ☐ その他 ()											
直 近 3 か 月 の 収 入 ・ 就 労 日 数	平成 年 月 分 円			平成 年 月 分 円			平成 年 月 分 円					
(出産・育児のために休業中の方は休業前の3か月)	就労日数 日			就労日数 日			就労日数 日					
税 申 告	☐ 確定申告している ☐ 源泉徴収されている ☐ 青色専従者 ☐ その他 ()											
出 産 ・ 育 児 の た め の 休 業 期 間 及 び 復 職 の 可 否	<期間> 平成 年 月 日～平成 年 月 日 ↳ 休業中に保育施設に入所した場合、休業を短縮して入所月の翌月1日までに復職することは ☐ 可 ☐ 不可											
特 記 事 項												
※1日の就労状況	0	1	2	3	4	5	6	7				
(仕事をしている日の平均的状況を記入してください)												
(時間)	8	9	10	11	12	13	14	15				
(仕事内容)												
	16	17	18	19	20	21	22	23				

在職 (就労内定) 証明書記入要領

※ 親族や配偶者の経営する会社に勤務している場合は就労状況申告書 (裏面) で作成してください。

※ 就労状況申告書記入要領は裏面です。

証 明 日	本証明書の作成日を記入してください。
勤 務 先 名	会社名、事業所名等を記入してください。
所 在 地	会社、事業所等の所在地を記入してください。
代 表 者 名	会社の代表者氏名をご記入ください。
電 話 番 号	会社、事業所等の電話番号または記入者様のご連絡先を記入してください。
記 入 者 名	本証明書を作成して下さった方の氏名を記入してください。
次のとおり～している ことを証明します	該当するものを選び、レ点をつけてください。
氏 名	被証明者の氏名を記入してください。
住 所	被証明者の住所を記入してください。
採用 (予定) 年月日	被証明者が採用された年月日 (採用予定の場合は、予定年月日) を記入してください。 ※ グループ企業からの転籍、出向等の場合は、元の会社名と採用開始年月日の特記事項欄に記入してください。
雇 用 契 約 期 間	期間の定めの有無について○をつけてください。期間の定めがある場合は、その期間をご記入のうえ、 契約更新の有無について○をつけてください。
実 際 の 勤 務 地	被証明者の実際の勤務地が、前出の勤務先名、所在地、電話番号と異なる場合に記入してください。
単 身 赴 任	該当するほうにレ点をつけてください。 単身赴任中またはその予定がある場合は期間を記入してください。
雇 用 形 態	該当するものを選び、レ点をつけてください。 「その他」を選んだ場合はカッコの中に具体的に記入してください。
社会保険・雇用保険	被証明者の現在の加入状況について該当するものを選び、レ点をつけてください。 「その他」を選んだ場合はカッコの中に具体的に記入してください。
仕 事 内 容	職種名や業種名など、被証明者の携わる主な業務が分かるよう記入してください。
勤 務 日 数	被証明者の雇用契約上の勤務日数を記入してください。
定 休 日	被証明者の勤務を要しない1週あたりの日数、曜日を記入してください。 不定期の場合は1か月あたりの勤務を要しない日数を記入してください。
1 日 の 勤 務 時 間	被証明者の労働契約上の正規の勤務時間を記入してください。また、カッコの中に休憩時間を記入してください。1日の平均時間には、休憩を含んだ時間数を記入してください。 <u>変則勤務の場合は、シフト表や勤務の実績を確認できる資料を必ず添付してください。</u>
残 業 に つ い て	被証明者の日常的な残業について該当するものにレ点をつけてください。残業が有る場合は、その状況を記入してください。管理職等により適用除外には、残業の概念がない雇用形態を含みます。その場合は、平均退社時刻を記入してください。延長保育申込の際に園到着時間の計算に使います。
給 与 形 態	該当するものにレ点をつけてください。金額も記入してください。勤務開始直後のため、給与支払い、勤務実績がない場合は記入不要です。
直 近 3 か 月 の 収 入 出 勤 日 数	直近3か月の収入・出勤日数を記入してください。産休・育休中の方は産前休業前の3か月分を記入してください。収入については、賞与等一時金を除き例月支給している給与の額 (税、社会保険料の控除前の金額) から交通費を除いた額を記入してください。 <u>出勤日数については、有給休暇とこれに準ずる休暇は出勤として計算してください。</u> 実績がなく記入できない場合は、斜線を引いてください。
直 近 3 か 月 の 超 過 勤 務 状 況 等	被証明者の残業について、直近3か月の実績を記入してください。延長保育申込の際に園到着時間計算に使います。産休・育休中の方は産前休業前の3か月分を記入してください。残業の予定がある場合と、残業はないが業務終了後直ちに退社できない場合は※欄に記入してください。
産前・産後休業期間	法律に基づく産前・産後休業を取得または取得予定の場合は、その期間を記入してください。
育児休業取得期間 及 び 復 職 の 可 否	＜期間＞ 育児休業を取得または取得予定の場合は、その期間を記入してください。 ↳ 育児休業中に～短縮して職場に復職することは… 該当するほうにレ点をつけてください。
育 児 の た め の 勤 務 時 間 短 縮	育児のための勤務時間短縮制度を現在利用している場合、その勤務日数、勤務時間と期間を記入してください。今後の取得予定については記載いただく必要はありません。
特 記 事 項	特記事項がある場合は、記入してください。

H26.11.7作成

記入に関して、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。
墨田区子ども課保育園入園係 TEL03-5608-6152 (直通)

就労状況申告書記入要領

※在職(採用予定)証明書記入要領は裏面です。

申告日	本申告書の作成日を記入してください。
事業所名	会社名、事業所名等を記入してください。
所在地	会社、事業所等の所在地を記入してください。
電話番号	会社、事業所等の電話番号を記入してください。
代表者名	代表者名を記入してください。
氏名	就労者の氏名を記入してください。
住所	就労者の住所を記入してください。
職場と住居の状況	該当するほうにレ点をつけてください。 職場と住居が離れている場合は、職場の住所を記入してください。
経営主	該当するものにレ点をつけてください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。
仕事の従事者	該当するものにレ点をつけてください。該当する場合は、カッコの中に従業者数を記入してください。
健康保険	該当するものにレ点をつけてください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。
業種	該当するものにレ点をつけてください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。
仕事内容	職種名や業種名など、主な業務が分かるよう記入してください。
就労開始年月日 開業年月日	就労者の就労開始年月日、開業年月日を記入してください。
就労日数	1週あたりの就労日数が決まっている場合は「週に○日」、決まっていない場合は「月に○日」と記入してください。
定休日	就労者が就労しない1週あたりの日数、曜日を記入してください。 不定期の場合は1か月あたりの就労しない日数を記入してください。
1日の就労時間	就労者の就労時間を記入してください。また、カッコの中に休憩時間を記入してください。 <u>変則勤務の場合は、シフト表や勤務の実績を確認できる資料を必ず添付してください。</u>
就労時間中に行う家事の状況	該当するものにレ点をつけてください。就労時間中に家事を行っている場合は、1日の合計時間を記入してください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。
児童の状況	該当するものにレ点をつけてください。
営業時間	事業所等の営業時間を記入してください。
給与形態	該当するものにレ点をつけてください。カッコの中に金額を記入してください。
直近3か月の収入・就労日数	直近3か月の収入・就労日数を記入してください。出産・育児等のために休業している場合は休業前の3か月分を記入してください。収入については、税、社会保険料の控除前の金額から交通費を除いた額を記入してください。実績がなく記入できない場合は、斜線を引いてください。
税申告	該当するものにレ点をつけてください。「その他」の場合はカッコの中に具体的に記入してください。
出産・育児のための休業期間	＜期間＞ 出産・育児のために休業中または休業予定の場合は、その期間を記入してください。 ↳ 休業期間中に～短縮して職場に復職することは・・・該当するほうにレ点をつけてください。
特記事項	特記事項がある場合は、記入してください。
1日の就労状況	1日の仕事の流れを具体的に記入してください。

H26.11.7作成

記入に関して、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。
墨田区子ども課保育園入園係 Tel03-5608-6152 (直通)

お子様の状況について

名前

男・女

基準日 年 月現在 (才 か月)

1. お子様の状況について、お聞かせください。下記の該当する項目に、はい・いいえ(○・×)でお答えください。

発達 の 経 過	音に反応しますか		「ワンワン、プープー」等、単語を話しますか	
	人の顔をじっと見ますか		「～持ってきて」等、簡単な指示を理解して行動しますか	
	あやすと笑いますか			
	首がすわりましたか		“おしっこ”をした後、しぐさや簡単な言葉で知らせますか	
	腹ばいをする、手を突っ張って上体を持ち上げますか		足を交互に出して階段を昇ることができますか	
	寝返りしますか		靴や衣服を自分で着脱できますか	
	親と他の人の区別がつかますか		「牛乳を飲む、公園行く」等、二語文を話しますか	
	支えなくても一人で座っていられますか		自分の苗字、名前を言えますか	
	ハイハイをしますか		順番や交替がわかりますか	
	名前を呼ぶと振り向きますか		簡単なきまりや約束がわかりますか	
	好きなものを指さし「アーアー」と言って教えますか		あいさつ・返事等、生活や遊びに必要なことばを使えますか	
	スプーンやフォークで食べようとしますか		危険なものや危ない場所がわかり気をつけて遊べますか	
	ひとり歩きをしますか		友達と遊べますか	

2. 健康面、発達面で心配なことがありますか？ (ある・ない) *ある方は下記にご記入ください。

今まで薬を長期間飲んだことがありますか	ある・ない	病名 期間 年 月 日～ 年 月 日
入院、手術をしたことがありますか	ある・ない	病名 期間 年 月 日～ 年 月 日
アレルギーがありますか	ある・ない	喘息・食物() 花粉・アトピー・その他()
病院に通っていますか	通っている 通っていない	名称
療育機関又は相談機関に通っていますか	通っている 通っていない	名称
愛の手帳又は身体障害者手帳を持っていますか	持っている 持っていない	愛の手帳 度 身体障害者手帳 級

3. その他、配慮する点等気になることがありますか？ (ある・ない) *ある方は下記にご記入ください。

福祉事務所記入あり	お子さんの 同伴		担当者
	あり	なし	受付日 月 日

お知らせ

◎保育園舎の改築・耐震補強工事について

平成２７年度までに、次のとおり保育園舎の改築・耐震補強工事を予定しています。工事期間中は、仮園舎等を利用しての保育となります。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、期間については、工事の進捗状況等により変更になる場合がありますので、併せてご承知おきください。

１ 区立認可保育園

（１）きんし保育園（耐震補強工事）

平成２６年１２月頃着工予定、平成２７年１１月頃まで仮園舎で保育予定

【仮園舎設置場所】 亀沢２－２４－６（亀沢駐車場跡地）

（２）東あずま保育園（耐震補強工事）

平成２７年度以降に着工予定

（３）亀沢保育園（改築工事）

平成２７年１２月頃着工予定、平成２９年１１月頃まで仮園舎で保育予定

【仮園舎設置場所】 亀沢２－２４－６（亀沢駐車場跡地）

◎問い合わせ

◆耐震補強工事に関すること

子ども課保育担当 電話 5608-1253

◆改築工事に関すること

子育て支援課子育て計画担当 電話 5608-6084